

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 子どもの権利条約からみる少年院在院少年の人権

|       |                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-06<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 高内, 寿夫<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/00001120">https://doi.org/10.57529/00001120</a>                       |

# 子どもの権利条約からみる少年院在院少年の人権

高 内 寿 夫

- 1 はじめに
- 2 子どもの権利条約における少年院在院少年の人権
- 3 少年院在院少年の人権各論（少年保護規則を中心に）
- 4 少年院在院少年の人権と司法的救済
- 5 まとめに代えて

## 1 はじめに

### (1) 少年院における在院者の人権

少年院をめぐる議論は、これまで、少年院における処遇に関する議論が中心であり、在院者の人権という観点はほとんど取り上げられることはなかったといっ<sup>(1)</sup>てよいであろう。しかし、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下、刑事収容施設法という）が施行されたことにより（2006年施行、改正法の施行は2007年）、成人矯正の立法化作業が一段落したことから、法務省矯正局内に、少年院法の見直しの動きがみられるようになった。<sup>(2)</sup>また、2009年に広島少年院職員による在院者への暴行事件が発覚し、これを受けた2010年の「少年矯正を考える有識者会議」の設置などによって、少年矯正運営の一層の適正化に向けた検討も進められて<sup>(3)</sup>いる。

成人の被収容者の人権に関しては、監獄法改正以来の学説の蓄積があり、判例も積み重ねられている。何よりも、刑事収容施設法の制定により、その重要な部分については、法律上明文でもって規定された。これに対し、少年院在院少年の人権については、これまで判例・裁判例は皆無であり、憲法、少年法、刑事政策のいずれの分野においてもほとんど分析が進んでいない。

本稿は、子どもの権利条約をはじめとする国際準則の分析を通じて、少年院在院少年に関わる人権の一覧表を示すことを目的としたものである。<sup>(4)</sup>子どもの権利条約を検討の対象としたのは、本条約およびこれに関連する国際準則が、相当に踏み込んで子どもの権利を明示していることに加え、本稿でも検討するように、具体的な司法的救済の場面において、わが国の裁判所では、本条約が裁判規範として直接適用されると考えられるからである。

ところで、これまで少年院在院者の人権が議論されなかった理由のひとつには、少年保護の分野において、保護主義理念が強調されたという事情があるように思われる。監獄法とは異なり、少年院法は、現行少年法とともに戦後制定されたものであり、現行憲法の精神が反映されているはずである。しかし、少年法にも少年院法にも、少年の人権に関する規定はない。これは、少年院法が憲法の基本的人権の保障に無頓着であったことを意味するものではない。1948年(昭和23年)6月、少年院法案の国会提出に際し、政府委員佐藤藤佐氏(法務行政長官)は、少年院法案の提出理由について、「少年に対し収容施設における矯正教育を徹底させ、かつ、日本国憲法の要請する基本的人権の保障を全うするため」<sup>(5)</sup>と述べている。たとえば、少年院の教育的性格が明示されたこと、教科教育とりわけ義務教育の保障を掲げたこと、体罰を禁止したことなどは、基本的人権の保障に答えようとしたものである。法律上、権利が明示されなかったのは、制定当時、アメリカにおいても保護主義的思想が優勢であり、少年保護や矯正教育論が理念として高唱されてきたことから、権利という概念を前面に出すことに違和感があったのではなからうかと推察される。<sup>(7)</sup>

## (2) 本稿の対象少年について

さて、少年院在院少年の人権を検討するにあたっては、その対象年齢に関する 2 つの問題点を指摘しておかなければならない。

まず、少年院法を基準とすれば、少年院の収容は 26 歳未満まで可能であるので (第 2 条 5 項)、その対象は「少年院在院者」とすべきであろう。ここであえて「少年」としたのは、少年法上の少年および憲法上の未成年者の人権という視点から、この問題を検討したいという意図からである。それゆえ、成人である在院者の場合、その権利は、少年と同様であるのか、異なる部分があるのかという問題が残るが、この点は保留としておきたい。

次に、本稿が主たる検討対象とする子どもの権利条約における子どもとは、18 歳未満の者である (第 1 条)。そうすると、子どもの権利条約が認める子どもの権利は、18 歳以上の在院者には及ばないという議論がなされる可能性がある。<sup>(8)</sup> 私見としては、矯正教育を実施するという少年院の目的などから、子どもの権利条約上の権利についての考え方は少年院在院者すべてに及ぼすべきであると考えるが、この点の解決も保留しておきたい。

なお、少年院法は、少年院在院者、少年院収容受刑者、少年鑑別所収容者を含むが、本稿では少年院在院少年を対象として検討することとする。

## (3) 自由を奪われた子どもに関する国際準則

本稿で参照するのは、以下の国際準則である。<sup>(9)</sup>

### ① 子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child)<sup>(10)</sup>

子どもの権利条約は、1978 年にポーランドによって提唱されて以来、12 年の審議を経て、1989 年に国連総会で採択されたものである。<sup>(11)</sup> 発効は翌年の 1990 年であり、わが国は 1994 年に批准している。本条約は、子どもの市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を包括的に保障するものである。本条約の対象とする子ども (child ないし children) とは 18 歳未満の者

#### 4 (223) 子どもの権利条約からみる少年院在院少年の人権 (高内寿夫)

である (第 1 条)。本条約は子どもの権利をすべて掲げたもっとも主要な条約であり、後述する裁判規範性の観点から見ても、最重要視すべき条約である。本条約の特色として、アイデンティティを保全する子どもの権利 (第 8 条) など新たな分野の子どもの人権を創設したこと、意見表明権 (第12条) など地域条約で認められてきた人権を世界的規模の条約の中で掲げたこと、従来勧告に過ぎなかったものを拘束力ある条約としたこと (第21条など)、すべての権利行使との関係で適用される総括的原則 (第 2 条、3 条、6 条など) を掲げたこと、そして、少年司法に関する具体的条項 (第37条、39条および40条) が置かれたことなどを挙げることができる。<sup>(12)</sup>

#### ② 少年司法運営に関する国連最低基準規則 (United Nations Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice)<sup>(13)</sup>

少年司法運営に関する国連最低基準規則 (以下、北京ルールズという) は、1984年に北京で開催された地域間準備会議で草案が策定され、1985年にミラノで開催された第 7 回犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議 (以下、国連犯罪防止会議という) の勧告を経て、同年の国連総会で採択されたものである。<sup>(14)</sup> 北京ルールズは総会決議の形態をとる。北京ルールズは、少年司法制度の運営枠組みと公正かつ人道的な対応のモデルを示したものである。<sup>(15)</sup> なお、北京ルールズにおける少年 (juvenile) とは、各国の法制度の下で犯罪のゆえに成人とは異なる仕方で扱われることのある子ども (child) もしくは青少年 (young person) であると定義されており (第 2 条 2 項(a))、18歳未満という年齢にはとらわれていない。第 5 部 (第26条乃至 29条) が施設内処遇にあてられている。

#### ③ 自由を奪われた少年の保護に関する国連規則 (United Nations Rules for the Protection of Juveniles Deprived of their Liberty)<sup>(16)</sup>

自由を奪われた少年の保護に関する国連規則 (ハバナ・ルールズとも言われるが、一般的な略称とは言い難いので、本稿では少年保護規則という)

は、1990年にハバナで開かれた第 8 回国連犯罪防止会議で勧告され、1990年<sup>(17)</sup>の国連総会で採択されたものである。本規則は総会決議の形態をとる。なお、少年保護規則における少年 (juvenile) とは18歳未満の者である (同規則第11条(a))。本規則は、1955年に第 1 回国連犯罪防止会議において策定された被拘禁者処遇最低基準規則が、少年に対しては不十分であるという認識から、自由を奪われた少年の権利について体系的に提示することを目的としたものである。<sup>(18)</sup>本規則の表題には最低基準という言葉はないが、第 3 条において、本規則は、自由を奪われた少年の人権と基本的自由に関して、国連が受け入れる最低基準を確立することを意図したものであると述べられている。また、本規則における自由の剥奪は、拘置所や刑務所収容のみならず、少年がそこから自らの意思で立ち去ることが許されない他の公的または私的な身柄拘束の環境に置くことも含まれ (同条(b))、当然、少年院への収容も含まれる。少年院における少年の人権を考える上で、本規則は子どもの権利条約に比べ一層具体的であり、本稿では、各論として第 3 章で検討する。なお、少年保護規則の趣旨などについては、草案段階であるが、Defense for Children International がハンドブックを作成しており、<sup>(19)</sup>そこでは、本規則の特色として、一般社会への統合、少年の尊厳の尊重、家族との接触および処遇の公正を求める権利が挙げられている。

#### ④ 少年非行の防止に関する国連ガイドライン (United Nations Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency)<sup>(20)</sup>

少年非行の防止に関する国連ガイドライン (以下、リヤド・ガイドラインという) は、北京ルールズを採択した1985年の国連総会において、少年非行の防止に関する基準の形成、発展を呼びかける決議が行われたのを受け、リヤドにある「アラブ安全研究・研修センター」の協力を受け作成され、1990年の第 8 回国連犯罪防止会議の勧告を受けて、同年の国連総会で採択されたものである。<sup>(21)</sup>本ガイドラインは総会決議の形態をとる。本ガイドラインは、主として、少年非行の防止という観点からまとめられたものであるが、屈辱

的な矯正・懲罰の禁止 (第54条)、オンブズマン組織の設立 (第57条)、法執行機関職員の研修 (第58条) などの規定が見られる。

⑤ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) と市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (以下、社会権規約という) と市民的及び政治的権利に関する国際規約 (以下、自由権規約という) とは、1966年に、国連総会で採択されている。子どもの権利条約は、その前文でも言及されているとおり、社会権規約および自由権規約を前提として策定されたものである。両規約は、基本的に、子どもに対しても同様に適用される (とくに、社会権規約第10条、自由権規約第23条、24条など)。

⑥ 被拘禁者処遇最低基準規則 (Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners)

上述した少年保護規則は、その前文において言及されているように、1955年の被拘禁者処遇最低基準規則 (以下、処遇最低基準規則という) を念頭において策定されたものである。そして、処遇最低基準規則第5条1項では、本規則は、少年院や更生のための学校といった若者用の施設の運営を規定することを目的とするものではないが、一般に、本規則第1篇は、少年院などの若年者のための施設においても、同様に適用することができるとされている。

⑦ 子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章 (African Charter on the Rights and Welfare of the Child)

また、地域文書としては、アフリカ統一機構 (2002年にアフリカ連合に発展改組) が1990年に採択した子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章 (以下、アフリカ憲章<sup>(22)</sup>という) がある。本憲章には、少年司法の運営に関す

る規定(第17条)などがある。

なお、欧州評議会が1996年に採択した子どもの権利行使に関する欧州条約(European Convention on the Exercise of Children's Right)は、家族に関わる司法手続とくに親の責任の行使に関わる手続に関するものであるが、子どもの手続的権利に関する条項(第3条以下)は、少年院在院少年の司法的救済の場面でも参考となる点が多い<sup>(23)</sup>。

## 2 子どもの権利条約における少年院在院少年の人権

はじめに、子どもの権利条約から少年院在院少年の人権に係る規定を抽出して検討を加えることとする。子どもの権利条約の中で、直接、少年院在院少年の人権に係るのは、自由を奪われた子どもの適正な取扱いに関する条約第37条である。まず、この条文の中から、少年院在院少年に係る8つの権利を抜き出し分析する。続いて、子どもの権利条約には、子どもの権利委員会によって、条約の各条項を解釈する際の指導原理と位置付けられている一般条項がある<sup>(24)</sup>。これらの規定は、少年院における少年の権利を考える際にも、重要な指導原理となりうることから、次に、これらの条項を検討する。最後に、すべての子どもを対象とした自由権および社会権の条項の中で、とくに自由を奪われた子どもに関連する規定を取り上げ整理する。

### (1) 自由を奪われた子どもの適正な取扱い(子どもの権利条約第37条)<sup>(25)</sup>

#### ① 非人道的または品位を傷つける取扱いを受けない権利—条約第37条(a)—

条約第37条(a)は、「いかなる子どもも、拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない」ことを保障する(自由権規約第7条、リヤド・ガイドライン第54条も参照)。本条項における拷問とは、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」第1条1項によれば、「身体的なものであるか精神的



なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為」である。なお、子ども特有の性格から、成人については違法とはならなくても、子どもの場合には違法となりうる行為<sup>(26)</sup>がありうる。また、自由権規約第7条にも同趣旨の規定が置かれているが、同条では、効果的な権利救済の確保を定めた同法第2条3項とあわせて理解されるべきことが指摘<sup>(27)</sup>されている。この点は、本条項も同様であり、本条項は条約第37条(d)に規定された自由剥奪の合法性を争う権利とあわせて理解されるべきである。

本条項を少年院に当てはめれば、広島少年院の事案はこの侵害の典型的事例であり、職員による体罰や手錠の使用などが問題となるであろう。

## ② 自由剥奪における適正手続の保障—条約第37条(b)—

条約第37条(b)前段は、「いかなる子どももその自由を不法にまたは恣意的に奪われない。」と規定し、また、後段前半は、「子どもの逮捕、抑留または拘禁は、法律に従うもの」と規定する。本条項は、少年の自由を剥奪する際の適正手続を保障するものと考えられる。

本条項は、主として、捜査段階、少年保護手続段階、刑事手続段階が念頭に置かれていると思われるが、少年院においても、懲戒（とくに単独室での謹慎：院法第8条）、手錠の使用（処遇規則第76条）、収容継続の際の手続（院法第11条）、退院の手続（同第12条）、連戻しの際の手続（同第14条）などの局面において、その適正手続が問題となるであろう。

## ③ 自由剥奪の最終手段性・最短性—条約第37条(b)—

条約第37条(b)後段後半は、子どもの逮捕、抑留または拘禁は、「最後の手段として、かつ最も短い適当な期間でのみ用いられる」と規定する。自由権規約には同種の規定は存在しない。

自由剥奪の最終手段性については、北京ルールズによってはじめて明文化されたものであり、第19条は、「少年の施設収容処遇は、常に、最後の手段であり、かつ、その期間は必要最小限度にとどめられなければならない。」

と規定している。この考え方は、同ルールズ第18条と併せて理解する必要がある。北京ルールズ第18条は、可能な限り最大源、施設収容を避けるために、柔軟性が認められなければならないとして、ケア、指導、監督、保護観察、社会奉仕命令、金銭的制裁、損害賠償および原状回復など多くの処遇方法が列挙されている。また、同条2項は、少年は、特別な事情がない限り、親の監督から引き離されてはならないと規定する。<sup>(28)</sup>すなわち、少年の処遇については、家庭および地域社会における処遇が原則であり、施設収容は最終手段として認められるのである。

本条項は、主として、家庭裁判所による少年院送致決定の際に問題となるが、少年院送致後も少年院送致決定の最終手段性を争って異議申立てを行うことができることから、少年院在院少年にも関係する（異議申立てについては、下記⑧参照）。また、仮退院（院法第12条）、収容継続の決定（院法第11条2項、4項）などの局面においても、少年院収容が必要最小限の期間かどうか問われるであろう。

#### ④ 人道的な取扱いを受ける権利—条約第37条(c)—

条約第37条(c)前段は、「自由を奪われたすべての子どもは、人道的におよび人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われ、かつその年齢に基づくニーズを考慮した方法で取り扱われる」と規定する。本条項は、自由を奪われた子どもの人道的な取扱いについての一般原則を定めたものと解される（下記条約第40条1項も参照）。自由権規約第10条1項に同様な規定があるが、本条では、「その年齢に基づくニーズを考慮した方法で取り扱われる」という文言が付加されている点異なる。

また、この観点は、北京ルールズにおいて、施設内処遇の目的として一層積極的に規定されている。北京ルールズ第26条1項は、「施設に収容された少年の訓練と処遇の目的は、少年が社会にでて建設的かつ生産的な役割を担うことを援助するために、ケア、保護、教育、職業的訓練を少年に与えることにある。」と規定し、同条2項は、「施設に収容された少年は、その年齢、

性別、パーソナリティにより、健全な成長のために必要とされるケア、保護およびあらゆる必要な援助—社会的、教育的、職業的、心理学的、医学的および身体的—を受けなければならない。」と規定している。また、同条4項は女子少年に対する特別の配慮について、6項は、教科教育および職業訓練の保障が規定されている。また、北京ルールズ第27条は、被拘禁者処遇最低基準規則およびこれに関連する勧告は、施設に収容された少年犯罪者に関係する限り適用されなければならないと指摘している。

少年院における信教の自由、表現の自由、プライバシーの権利などのいわゆる自由権的基本権が、本条をもって認められるのか、それらを一般的に規定した各条項（第2条、13条、14条、15条、16条、17条など）に基づいて認められるのかは明らかではないが、両者相まって保障していると考えのが妥当であろう。少年院においては、在院少年のいかなる権利も、施設側の関与、援助なしには実現することはできない。たとえば、信教の自由は自由権的基本権であるが、定期的な礼拝を行うには施設の日課との調整が必要であろうし、また、宗教的儀式に必要な物品を用意するについても施設の許可が必要である。すなわち、少年院における人権は、元来、自由権に属するものであろうと、社会権に属するものであろうと、施設収容に伴う権利であろうと、少年院側の一定の関与が必要であり、この点で、これらの権利を区別する実益は少ない。また、少年保護規則は、個人財産の所持について、プライバシー権の基本的要素とするとともに、少年の心理的安定にとって本質的なものであるとする（同規則第35条）。すなわち、自由を拘束された少年にとっては、プライバシー権に属するものであっても、同時に、身柄を拘束されていることに付随して必要とされる権利でもあるのである。

#### ⑤ 成人から分離される権利—条約第37条(c)—

条約第37条後段前半は、「自由を奪われたすべての子どもは、子どもの最善の利益に従えば成人から分離すべきでない」と判断される場合を除き、成人から分離されるもの」と規定する。成人との分離収容については、自由権規

約第10条3項、北京ルールズ第26条3項、少年保護規則第29条、被拘禁者最低基準規則第8条(d)、アフリカ憲章第17条2項(b)にも同様の規定がみられ、この観点を国際準則がいかに重視しているかが伺える。

ただし、日本政府は、本条(c)を留保している<sup>(29)</sup>。子どもの権利条約の中で日本政府が留保を付しているのは本項のみである。1996年の子どもの権利委員会に対する日本政府第1回報告では、その理由について、「我が国においては、少年法上、20歳未満の者を『少年』として取り扱うこととし（少年法第2条）、20歳以上の者から受ける悪影響から保護するとの観点から、自由を奪われた者については、基本的に20歳未満の者と20歳以上の者とを分離することとされている。したがって、条約の定める分離の基準の年齢とは明らかな差異が存在するため、同規定に関し、留保を付すこととした（para. 13）。」<sup>(30)</sup>としている。

しかし、わが国の法制は、本条の趣旨を拡大するものでこそあれ制限するものではないから、上の理由で留保をすることが妥当とは思われ<sup>(31)</sup>ない。2010年6月に示された、第3回日本政府報告に対する子どもの権利委員会の最終見解では、37条(c)への留保について撤回が勧告されている。

## ⑥ 家族との接触を保つ権利—条約第37条(c)—

条約第37条(c)後段後半は、自由を奪われたすべての子どもは、「特別の事情のある場合を除き、通信および面会によって家族との接触を保つ権利を有する」と規定する。自由権規約には同趣旨の規定は存在しておらず、家族との接触を保つ権利は、自由を拘束された子どもに対して特別に与えられた保障と言えよう。接触を保つ権利とは何か。英文は、the right to maintain contact with his or her family through correspondence and visits である。北京ルールズでは、「収容された少年の利益と福祉に関して、親または保護者は、アクセス権を有している。」という形で規定されている（第26条5項）。少年保護規則では、少年が家族と接触を保つことは、広範なコミュニティとの接触の項目で取り上げられており、少年の人道的な処遇を受ける権

利と少年の社会復帰の準備という観点から説明されている (第59条、60条、61条)。

わが国の少年院法には、家族との接触を保つ権利に関する規定はない (なお、少年院処遇規則第52条以下に面会、通信および小包の発受に関する規定が置かれている)。わが国では、家族と接触する権利が法律で明示されていないことから、本条項は、裁判所において、規範として用いられる有用性のある規定と言えよう。

#### ⑦ 法的援助に迅速にアクセスする権利—条約第37条(d)—

条約第37条(d)前段は、「自由を奪われたすべての子どもは、法的および他の適当な援助に速やかにアクセスする権利」を有すると規定する。これは、子どもが、弁護士その他適当な援助を行う者と迅速に接触する権利を有する趣旨である。自由権規約には同趣旨の規定は存在しない。また、弁護士のみならず、他の適当な社会的援助者も加えている点は、子どもの最善の利益を考慮してのことである。<sup>(32)</sup> 英文は、the right prompt access to legal and other appropriate assistance であるが、この規定は、本条後段の不服申立て権と結びついており、自由剥奪の合法性に関して不服申立てをするに際し、子どもはただちに法的および他の適当な援助が受けられる権利を有するという趣旨である。

法的援助にアクセスする権利については、少年院法にも少年院処遇規則にも規定はない。子どもの権利条約の条項は具体性を持ったものであるから、この規定は、わが国の裁判所において規範とされる有用性のある規定と考えられる。

#### ⑧ 自由剥奪の合法性を争い、迅速な決定を受ける権利—条約第37条(d)—

条約第37条(d)後段は、自由を奪われたすべての子どもは、「その自由の剥奪の合法性を裁判所または他の権限ある独立のかつ公平な機関において争い、かつ当該訴えに対する迅速な決定を求める権利を有する」と規定する。

自由権規約第 9 条 4 項に同趣旨の規定があるが、自由権規約が決定機関を「裁判所」とするのに対して、本条項は、他の権限ある独立のかつ公平な機関をも含めている。本条項は、実質的な子どもの自由剥奪が行政的措置としてなされることがあることに配慮し、子どもに対して、司法的救済のみならず行政上の救済をも求める権利を付与したものと解される。

わが国の少年院に照らして考えると、まず、少年院送致後に、家庭裁判所の少年院送致決定に対する抗告（少年法第32条）、保護処分を取消しを求め訴え（同第27条の2）などが可能であることから、少年院在院少年についても、少年院送致決定に対する不服申立てが問題となりうる。これとともに、少年院における手続についても、少年院長の懲戒措置（とくに単独室での謹慎：院法第8条）、家庭裁判所の収容継続決定（同第11条）、連戻しの手続（第14条）などに対して不服申立てが考えられるが、これらの措置などの不服申立については、少年院法に規定はない。また、わが国では収容継続が許されることとの関係において、少年院在院少年には満期釈放請求権が認められるのではないかと問題もありうる。<sup>(33)</sup>

なお、わが国では、2009年8月に、「少年院在院者の苦情の申出に関する訓令」（平成21・8・4法務大臣訓令）が発出され、同年9月から、少年院在院者による苦情の申出制度が開始された。この制度は、在院者が、法務大臣に対しては書面で、矯正局や矯正管区から監査に赴く監査官に対しては口頭または書面で、自己が受けた処遇に関する苦情の申出ができる制度である。申出を記載した書面を在院者自身に封かんさせるなど、申出の内容を少年院の職員に秘密にすることができる。<sup>(34)</sup>ただし、いまだ法務大臣訓令にとどまるものであり、異議申立て権を権利として認めるためには立法的解決が必要であろう。

## (2) 子どもの権利に関する指導的原理

先述したように、子どもの権利条約には、子どもの権利委員会によって、条約の各条項を解釈する際の指導原理と位置付けられている一般条項があ

る。これらの規定は、具体的に少年院における少年の権利を検討する際にも、重要な指導原理となりうるものであるので、続いて、これらの規定を整理する。

#### ① 差別の禁止—条約第2条—

条約第2条は、子どもに対する差別の禁止を定めている（なお、自由権規約第24条、2条1項、26条、社会権規約第10条3項、2条2項、北京ルールズ第2条1項、アフリカ憲章第3条も参照）。差別の禁止は、精神的に未熟で、また、施設収容によって身体的・精神的負担を受けている子どもにとって、施設内での健康な生活を維持するという観点からも重要である<sup>(35)</sup>。とくに、同条2項が、「表明した意見または信条を根拠とするあらゆる形態の差別または処罰からも保護されることを確保する」と規定している点は、子どもが意見表明権や不服申立て権を行使した場合において、それに基づく差別を禁止するものであり、本条は、わが国の裁判所において、規範とすべき具体性をもった規定といえよう。

#### ② 子どもの最善の利益—条約第3条<sup>(36)</sup>—

条約第3条1項は、「子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」と規定する。本条は、第2条（差別の禁止）、第6条（生命への固有権、生存・発達の確保）、第12条（意見表明権）とともに、子どもの権利条約を代表する指導原理である<sup>(37)</sup>。

本条1項において、子どもの最善の利益を考慮すべき「行政機関」の中に少年院が含まれること、本条2項にいう「子どもに対してその福祉に必要な保護およびケアを確保すること」および「行政上の措置をとること」の中に少年院の処遇が含まれること、また、同条3項にいう「子どものケアまたは保護に責任を負う機関、サービスおよび施設」の中に少年院が含まれること



には異論はない。なお、子どもの権利行使に関する欧州条約は、子どもの最善の利益を促進するために、子どもに関係する手続には子どもの参加が確保されるべきであるとし、条約第12条の意見表明権との関係を指摘している(前文、第1条2項)。

本条は法規範としては一般的なものであり、本条をもって、少年院における具体的な措置の是非を直接判断する規範とすることは難しいが、子どもの権利条約全体の方向性を示すものとして、解釈指針としては重要なものであると考えられる。

### ③ 生命への権利、生存・発達の確保—条約第6条—

条約第6条1項は、「締約国は、すべての子どもが生命への固有の権利を有することを認める」と規定し、第2項は、「締約国は、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する」と規定する。1項については自由権規約第6条1項と共通するものであるが、2項の子どもの生存・発達の確保は、子どもの権利条約独自の規定である。第2項は、関係機関に対して、子どもの生存および発達を最大限保障するための積極的措置を要求するものであると解される。<sup>(38)</sup> 本条は、他の各条項の実施・解釈にあたり常に参照されなければならない一般規定と理解されており、少年院在院少年の人権を考えるにあたっても同様である。

### ④ 意見表明権—条約第12条<sup>(39)</sup>—

条約第12条1項は、「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」と規定し、同条2項は、「この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるあらゆる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。」とする。本条は、第1



項において、子どもに関わる重要な決定をする際に、子どもが自由に自己の見解を表明する権利を保障するとともに、第2項において、当該権利を保障するために、司法手続および行政手続において、子どもは聴聞される機会を与えられることを明示したものである。<sup>(40)</sup> 本条は、成人における表現の自由を子どもに適用したものではない。いまだ自己表現能力が十分ではなく、成長発達しつつある子どもが、自己に関わる決定に自ら参加することによって、その判断能力を形成していくことこそが重要であるという考え方に基づくものである。<sup>(41)</sup> すなわち、意見表明権は、子ども自身にかかわる問題について、子どもの意見を聴聞するという適正手続の観点とともに、子どもに意見を表明させ、それを子どもにかかわる問題に反映させることによって、子どもの自己決定能力を促進させるという成長発達権の観点とを併せ持つ権利である。<sup>(42)</sup> 本条項は、子どもの最善の利益との関係が深く、子どもの意思を尊重することを、子どもの最善の利益を確保するための欠かせない条件のひとつとしたものといえる。<sup>(43)</sup>

本条は少年院における一切の措置に関して問題となろうが、とりわけ、懲戒 (院法第8条)、収容継続の際の手続 (同第11条)、退院の手続 (同第12条)、連戻しの際の手続 (同第14条)、個別的処遇計画の編成などの手続の際に認められるべきものである。少年院法には、少年に対して聴聞の機会を与える規定および意見表明権を認めたと考えられる規定は置かれていない。なお、処遇規則第4条は「院長は、在院者から処遇又は一身上の事情に関する申立をきくため、随時在院者に面接するように努めなければならない。」と規定している。<sup>(44)</sup>

裁判所における規範としては、第1項は裁判所における判断の指針として重要視されるべきものであり、第2項は裁判所に直接適用される意義があるものと考えられる。<sup>(45)</sup>

⑤ 尊厳および価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取り扱われる権利—条約第40条—

子どもの権利条約第40条 1 項は次のように規定する。「締約国は、刑法に違反したとして申し立てられ、罪を問われ、または認定された子どもが、尊厳および価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取り扱われる権利を認める。当該方法は、他の者の人権および基本的自由の尊重を強化するものであり、ならびに、子どもの年齢、および子どもが社会復帰しかつ社会において建設的な役割を果たすことの促進が望ましいことを考慮するものである。」(自由権規約第10条 3 項、14条 4 項、北京ルールズ第 5 条 1 項、アフリカ憲章第17条 1 項、3 項も参照)。

本条項自体は、子どもの権利条約全体の一般規定ではないが、上述した第 3 条、第 6 条で示された子どもの権利条約の指導原理を、子どもの司法手続の目的として一層具体化したものとして、少年院在院少年の人権を考える際には、指導原理として尊重されるべきものである。本条項では、少年司法制度の目的として、子どもの社会復帰と社会再統合とが示されている。とくに、「尊厳および価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取り扱われる権利を認める」としている点は、子どもの成長発達の権利を、人間の尊厳性の尊重の視点から捉えたものであり(条約第29条 1 項(b)も参照)、子どもへの対応の基本的スタンスとして重要な指摘である。

なお、本条 2 項以下は、主として少年の刑事手続、少年保護手続に関するものであるが、無料で通訳の援助を受ける権利に関する 2 項 6 号(アフリカ憲章第17条 2 項(c)も参照)、手続のすべての段階において、プライバシーが十分に尊重されることを規定する 2 項 7 号(北京ルールズ第 8 条も参照)、そして、子どもの状況に見合う方法で子どもが取り扱われることを確保するために多様な措置を利用できるとする 4 項は、少年院在院少年にも妥当する。

### (3) 自由権および社会権の保障

先述したとおり、子どもの権利条約に規定された子どもの権利は、自由権であれ社会権であれ、少年院在院少年に対しても同様に適用される。以下では、子どもの権利条約に規定されているそれらの権利を列記し、少年院在院少年の人権を考える際の留意点を指摘する。

#### ① 表現・情報の自由—条約第13条—

条約第13条は子どもの表現の自由、情報の自由を規定する（自由権規約第19条も参照）。少年院においては、書籍の閲覧、信書の検閲、テレビ・ラジオの視聴、髪型や服装の自由など様々な場面において問題となりうる。

ところで、子どもの権利条約には、表現・情報の自由に関する本条、思想・良心・信教の自由に関する第14条および集会、結社の自由に関する第15条の三つの規定に、権利行使に対する制限規定が置かれている。本条2項は、表現・情報の自由の行使について一定の制限を課することができるとし、ただし、その制限は、①法律によって定められており、かつ、②他の者の権利または信用の尊重、国の安全、公の秩序または公衆の健康・道徳の保護という目的に限定するとしている。

少年院法には、表現・情報の自由を制限する特別の規定は存在しないので、少年院において本条が問題となった場合、表現・情報の自由の保障とともに、本条2項の解釈が問われることになろう。

#### ② 思想・良心・宗教の自由—条約第14条—

条約第14条は、子どもの思想、良心および宗教の自由を保障する（自由権規約第18条も参照）。少年保護規則では、思想、良心の自由はとくに取り上げられていないが、宗教の自由については明文で保障している（第48条）。

上述したとおり、本条にも、第13条と同様の自由制限規定が置かれている（3項）。少年院法には、思想・良心・宗教の自由制限に関する規定は存在し

ないので、本条 3 項の解釈は問題となりうる。

なお、本条 2 項は、子どもが自己の権利を行使するにあたって、親などが子どもに指示を与える権利および義務がある点を指摘しており、自由権規約第18条 4 項は、父母などが、自己の信念に従って子どもの宗教的および道徳的教育を確保する自由を有する旨を規定している。少年院においても、宗教的理由によって、親などが在院少年に一定の指示をしたり、施設に一定の要求をした場合に、これらの条項が問題となりうる。

### ③ 結社・集会の自由—条約第15条—

条約第15条は、子どもの結社の自由および集会の自由を規定する（自由権規約第21条、22条、少年保護規則第13条も参照）。少年院においても、何らかの目的で少年たちが集会を開きたいと希望することなどが想定される。

本条にも、第13条と同趣旨の自由制限規定が置かれており（2 項、ただし、制限禁止事由の中に、自由の保護のために民主的社會において必要なものが加えられている）、少年院法には結社・集会の自由制限に関する特別の規定は存在しないので、本条の制限規定の解釈が問題となりうる。

### ④ プライバシー、名誉の保護—条約第16条—

条約第16条は、子どもがプライバシー、通信などを不法に干渉されず、名誉および信用を不法に攻撃されないこと、子どもが不法な干渉・攻撃を受けた場合、これに対して法律の保護を受ける権利を有することを規定する（条約第40条 2 項(b) 7 号、自由権規約第17条、北京ルールズ第 8 条、少年保護規則第32条乃至35条、60条、87条なども参照）。

本条は少年院にも適用されるが、子どもの権利委員会に対する第 2 回政府報告では、本条に関連した少年院の現状について、「個人用の物品の保管箱、衣類・寝具、生活用品、学習用品等が給貸与され、必要に応じて自弁の物品の使用もできるなど（少年院処遇規則第37条、第38条）、少年の私生活を十分に尊重した環境を用意している（para. 150）。」と述べられている。

#### ⑤ 適切な情報へアクセスする権利—条約第17条—

条約第17条1項本文は、「締約国は、マスメディアの果たす重要な機能を認め、かつ、子どもが多様な国内のおよび国際的な情報源からの情報および資料、とくに自己の社会的、精神的および道徳的福祉ならびに心身の健康の促進を目的とした情報および資料へアクセスすることを確保する」と規定する（リヤド・ガイドライン第40条も参照）。自由権規約および社会権規約には同種の規定は存在せず、子どもに対して特に設けられた規定である。本条は、子どもの社会的、精神的および道徳的福祉ならびに心身の健康の促進の観点、換言すれば、条約第29条に示された子どもの教育の観点から、マスメディア<sup>(46)</sup>の機能を重視するものである。少年保護規則第62条に同趣旨の規定が置かれているが、施設に収容された少年の場合とはとくに、マスコミ情報を得ることは、少年の精神的安定や社会復帰への準備のために、本質的な要素である。

#### ⑥ 障害児の権利—条約第23条—

条約第23条1項は、「締約国は、精神的または身体的に障害をもつ子どもが、尊厳を確保し、自立を促進し、かつ地域社会への積極的な参加を助長する条件の下で、十分かつ人間に値する生活を享受すべきであることを認める。」と規定する。少年院においては、とくに、医療少年院における処遇などの場面で問題となるであろう。

#### ⑦ 健康および医療への権利—条約第24条、25条—

条約第24条は、到達可能な最高水準の健康の享受ならびに疾病の治療およびリハビリテーションのための便宜に対する子どもの権利を認める（社会権規約第12条も参照）。また、第25条は、施設等に収容された子どもが自己になされた治療などについて、定期的な審査を受ける権利を保障している。本条の施設には少年院も含まれるものと解される。<sup>(47)</sup>

# ⑧ 社会保障を受ける権利—条約第26条—

条約第26条1項は、すべての子どもに対して社会保障を享受する権利を保障するとともに、締約国にこの権利の完全な実現を達成するために必要な措置をとることを義務付けている（社会権規約第9条、少年保護規則第13条も参照）。社会保障の内容は条文からは明らかではないが、ILOの社会保障を最低基準に関する条約（1952年）では医療保障や疾病給付などが列記されて<sup>(48)</sup>いる。

# ⑨ 生活水準に対する権利—条約第27条—

条約第27条は、子どもの身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的な発達のために、十分な生活水準を保障される子どもの権利を保障する（社会権規約第11条も参照）。次章で見ると、少年保護規則では、自由を拘束された少年に対して、施設およびサービスに対する権利、運動・レクリエーションを行う権利、医療上のケアを受ける権利などが規定されている。

# ⑩ 教育についての権利—条約第28条、29条—<sup>(49)</sup>

条約第28条は子どもの教育への権利を、第29条は子どもの教育の目的を規定する（社会権規約第13条も参照）。第29条が教育の目的について、「子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること」「人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原理を発展させること」などとしている点は、少年院における矯正教育を考えるにあたり参考になるであろう（なお、条約第40条4項も参照）。次章で見ると、少年保護規則は、身柄を拘束された少年の教育を受ける権利について、比較的詳細に規定している。

## 3 少年院在院少年の人権各論（少年保護規則を中心に）

子どもの権利条約は、すべての子どもに関する包括的な人権のカatalogを

提示したものであり、施設に収容された子どもの人権に特化した形で人権規定を示したものではない。自由を奪われた少年に認められる権利については、一層具体的には、1990年に国連総会で採択された「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」<sup>(50)</sup>に示されている。そこで、次に、この少年保護規則を中心として、少年院在院少年の人権をさらに踏み込んで分析したい。本規則第3条で述べられているように、本規則は、少年院を含むあらゆる形態において自由を奪われた少年の人権保障について、国際連合によって受け入れられる最低限の基準を示したものである。

また、少年院在院少年の人権をどのように整理・分類するかはなかなか難しい問題であるが、ここではおおむね、子どもの権利条約第37条の項目に従って分類することとする。<sup>(51)</sup>

本章での整理は、わが国の現状との対比を鮮明にするために、少年院在院少年に認められる各権利に関して、①少年保護規則で認められている権利の内容、②当該権利に関するわが国の少年院法および少年院処遇規則の規定、③当該権利に対する刑事収容施設法および「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」(以下、規則という)の規定という順番で整理することとする(刑事収容施設法の規定は、被収容者のうち受刑者に関する部分に絞って対比する)。これによって、国際準則によって少年院在院少年に認められている人権に関して、わが国の現状と立法の方向性・可能性などが、条文対比という限られた範囲ではあるが、ある程度浮かび上がってくるのではないかと期待するものである。

なお、少年保護規則における少年(juvenile)とは18歳未満の者であり(同規則11条(a))、子どもの権利条約の対象とする子ども(childないし children)とその対象範囲は同一であるが、従来の訳語に合わせて、ここでは「少年」と表記する。



# (1) 非人道的取扱いを受けない権利—子どもの権利条約第37条(a)関係—

## ① 戒具および実力行使の制限と武器使用の禁止

1 少年保護規則第63条は、戒具の使用および実力の行使に訴えることは、第64条に定める場合を除き、いかなる目的によっても禁止されるとし、第64条は、その例外を、すべての他の統制手段を尽くしたにもかかわらずそれが失敗した場合で、かつ、法律、規則の明文の個別的な規定による授權に基づく場合としている。また、第65条は、職員による武器の携帯を禁止する（処遇最低基準規則第33条、34条、54条1項、3項も参照）。

2 少年院法第14条の2は、在院者が逃走、暴行又は自殺をするおそれがある場合において、これを防止するためやむを得ないときに、手錠を使用することができるとする（1項）。手錠は、少年院の長の許可を受けなければ、使用してはならず（同条2項）、また、その使用は、他に適当な措置がない場合に限るとしている（規則第76条1項）。

3 刑事収容施設法では、刑事施設の規律および秩序の維持のために、受刑者の隔離（第67条）、被収容者の制止・拘束（第77条）、捕縄・手錠・拘束衣の使用（第78条）、保護室への収容（第79条）および小型武器の携帯・使用を認めるとともに、以上の手段が許容される要件を明示している。

# (2) 少年院における適正手続—子どもの権利条約第37条(b)関係—

## ① 査察の実施と少年のアクセス権

1 少年保護規則第72条は、施設の管理機構に所属しない資格のある査察官または正当に組織された同等の機関が、定期的に査察を行う権限を付与され、かつ、職務の遂行にあたって独立性を十全に保障されなければならないと規定する（同法第14条、処遇最低基準規則第55条も参照）。本条は、施設の透明性を確保するための査察の重要性とその独立性の確保を明示するものである。また、第73条は、「少年はだれでも、秘密裡に、査察官に話す権利

を有するものとする」と規定し、査察の際の少年の権利に言及している。

2 少年院法には、査察制度に関する規定は存在しない。なお、少年院には、在院者の処遇の適正を図るための処遇審査会が設置されているが(少年院処遇規則第3条1項)、審査会の構成員は、院長、首席専門官、課長、統括専門官などの少年院職員である(少年院処遇審査会規則[昭和25・3・1矯保甲324法務府訓令]第2条)。

3 刑事収容施設法では、刑事施設の透明性の確保と地域社会との連携を深めるために、新たに、刑事施設視察委員会の制度が設けられた(第7条1項)。委員会は、外部委員によって構成され、刑事施設を視察し、その運営に関して、刑事施設の長に対して意見を述べる(同条2項)。権利としては規定されていないが、委員会は、刑事施設の長に対して、被収容者との面接の実施について協力を求めることができ、刑事施設の長は、被収容者との面接<sup>(52)</sup>について、必要な協力をしなければならない(第9条2項、3項)。

## ② 入所の際に、不服申立て受理機関、権利義務などに関する説明書を配付される権利

1 少年保護規則第24条は、「入所の際に、不服申立て受理機関の住所および公的あるいは私的な法的援助機関の住所とともに、拘禁施設管理規則のコピー、および、少年の理解できる言葉で書かれた権利義務の説明書が、少年に配付されなければならない。読み書きができず、あるいは書面の言葉が理解できない少年に対しては、十分理解できる方法でその情報が伝達されなければならない。」と規定し、第25条は、施設内の規則、提供されるケアの目的と方法、懲罰の要件と手続、情報の請求または不服申立ての正式な方法、拘禁中の権利義務などを少年に十分に理解させるのに必要な援助がなされなければならないとする(処遇最低基準規則35条も参照)。少年保護規則は、入所時における重要事項の告知に関して、必要なときに参照できるように、書面での配付を基本とした上で、少年が十分に理解するための援助を行うという形で丁寧の規定している。

2 少年院法および少年院処遇規則には、この権利に関する規定は存在しない。なお、処遇規則第11条は、「院長は、あらたに入院した者に対し、少年院の使命、日課及び行事の概要その他参考となる事項を説示し、安心と信頼感をいだかせるように努めなければならない。」としている。

3 刑事収容施設法第33条は、刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、被収容者としての地位に応じ、物品の貸与・支給および自弁に関する事項、書籍等の閲覧に関する事項、面会および信書の発受に関する事項、懲罰に関する事項、審査の申請を行うことができる措置、審査庁および審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項、苦情の申出に関する事項などについて、書面で告知しなければならないと規定している（規則第9条も参照）。

### ③ 懲戒手続における少年の尊厳性の確保と適正手続の保障

1 少年保護規則は、懲戒措置および手続について、少年の尊厳を維持し、かつ、正義、自尊、すべての人の基本的権利の尊重の感覚を涵養するという目的に沿うものでなければならないこと（第66条）、体罰、暗室収容、厳正独居拘禁などの非人道的懲戒は禁止されるべきこと（第67条）を規定している。

また、第70条は、懲戒に関する適正手続に関して、「少年は、有効な法律および規則の文言に厳格に基づく場合でなければ懲戒制裁を受けない。少年は、問題とされている違法行為について、彼らが完全に理解できる方法で告知を受け、権限ある公平な機関への不服申立の権利を含め、防御を行う適切な機会を与えられた場合でなければ、制裁を受けない。すべての懲戒手続について、完全な記録が作成保存されなければならない。」と規定する（処遇最低基準規則第27条～32条も参照）。また、その前提として、法律・規則は、規律違反となる行為、課される懲戒制裁の種類と期間、制裁を課す権限ある機関、不服申立を裁定する権限ある機関を確定するものでなければならない（第68条）。

2 少年院法第8条は、紀律に違反した在院者に対する懲戒処分として、厳重な訓戒、成績の減点、20日を超えない期間の単独室での謹慎を定めているが、具体的な手続については、「懲戒は、本人の心身の状況に注意して、これを行わなければならない。」とのみ規定する(同条2項)。懲戒措置に対する不服申立ての規定はない。前章で指摘したように、2009年から、「少年院在院者の苦情の申出に関する訓令」(法務大臣訓令)によって、運用上、少年は、法務大臣および監査官に対して、自己が受けた処遇に関する苦情の申出を行うことができる。

3 刑事収容施設法では、懲罰に関して、懲罰を科す要件(第150条)、懲罰の種類(第151条)、閉居罰の内容(第152条)、反則行為の調査手続(第154条)、懲罰を科す手続(第155条)、懲罰の執行手続(第156条)などが規定されている。刑事施設の長は、受刑者に懲罰を科そうとする場合、聴取をする三人以上の職員を指名した上、被収容者に対し、弁解の機会を与えなければならない(第155条1項)。また、この場合においては、その被収容者に対し、あらかじめ、書面で、弁解をすべき日時または期限および懲罰の原因となる事実の要旨を通知するとともに、被収容者を補佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名しなければならないとされている(同上)。また、懲罰措置に対しては、矯正管区長に対する審査の申請が可能である(第157条1項14号)。

#### ④ 記録の管理と少年および保護者の権利

1 少年保護規則第19条は、法的記録、医療記録および懲戒手続上の記録などを含むすべての記録は、秘密の保持された個人ファイルに保管されなければならないとし、第21条は、入所や移送などに関する確実な記録が保管されなければならないとする(北京ルールズ第21条も参照)。ここで注目されるのは、少年および保護者の権利が明示されている点である。少年は、可能な場合には、そのファイルに記載されたいかなる事実または意見についても争う権利を有し、それによって、不適切な、根拠のない、あるいは不公正な表

現を訂正することができる(第19条)。また、この権利を行使するために、適切な第三者が請求に基づいてファイルにアクセスし、かつ、調査できるような手続が設けられなければならないとし、身柄が釈放された場合には、少年の記録は密封され、かつ、適当な時期に抹消されなければならないとする。さらに、第22条は、入所、収容、移送あるいは釈放に関する情報は、遅滞なく、両親などもっとも身近な親族に、提供されなければならないとする。

2 少年院法には、記録の管理に関する規定はない。しかし、少年院処遇規則には、在院者の成績を正確に判定し、処遇の適正を図るために、各別に少年簿を備え、在院中の経過を記載しなければならないとする規定がある(第5条1項)。少年簿には、少年鑑別所において作成された内容に加え、処遇記録票として、主たる課業の開始・修了、規律違反行為および懲戒、収容継続、出院などに関する事項が記載され、また、健康診断簿や診療票などが編てつされる(少年院及び少年鑑別所に必要な帳簿の取扱いについて[平成13・3・22矯医671矯正局長通達])。

3 刑事収容施設法には、記録の管理に関する規定はない。運用上、各被収容者ごとに、身分帳簿および各籍事務関係帳簿が作成され、そこには、懲罰表、面会表(面会の許否・相手方・要旨)、書信表(信書の発受の許否・書信の要旨)、健康診断簿などが編てつされる(被収容者身分帳簿及び名籍事務関係帳簿の取扱いについて[平成18・5・23矯成3281矯正局長通達])。

### (3) 家族と接触する権利—子どもの権利条約第37条(c)関係—

#### ① 家族の訪問を受ける権利

1 少年保護規則第60条は「すべての少年は、定期的に、かつ、頻繁に、すなわち原則として週1回、少なくとも月1回、家族・弁護人の訪問を受ける権利を有し、少年のプライバシーの要求を尊重した環境の下で、これらの者と接触し、制約を受けることなく交流する権利を有する。」と規定する。この規定は、広範なコミュニティとの接触の項目で取り上げられており、家族

などとの接触は、少年の人道的な処遇を受ける権利の不可欠な要素であり、少年の社会復帰の準備の本質的部分であると捉えられている（規則第59条、処遇最低基準規則第37条も参照）。また、最低限の面会回数が示されている点、面接がプライバシーを尊重した環境でなされるべきことが明示されている点にも留意すべきであろう。なお、この権利を実現するために、規則第30条は、少年の拘禁施設が地方に分散されるべき点を指摘している。

2 少年院法には、家族と接触を保つ権利についての規定はないが、少年院処遇規則第52条以下に面会に関する規定が置かれており、面会は、矯正教育に害があると認める場合を除き許可しなければならないとされている（第52条）。面会にあたっては、これを有益に指導するため、職員が立会わなければならない（第54条）。また、院長は、在院者の矯正教育上必要があると認めるときは、近親者その他適当な者に対し、面会をするように、勧めなければならない（第56条）。

3 刑事収容施設法は、被収容者の権利であると明示するものではないが、面会について詳細な規定を置いている。まず、受刑者の面会に関する第110条において、外部交通の許可・禁止・差し止め・制限をするにあたっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生および円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならないという一般的留意事項が示されている。その上で、その相手方（第111条）、面会の立会い・録画（第112条）、面会の一時停止・終了（第113条）、面会に関する制限（第114条）、外国語による面会（第148条）などについて規定が置かれている。面会回数の制限については、1月に2回を下回ってはならないという最低限が示されている（第114条2項）。

また、刑事収容施設法第291条は、「この法律に規定する面会及び信書の発受に関する事項について条約に別段の定めがあるときは、その規定による。」と規定しており、条約の重要性を確認したものとして注目される。

## ② 手紙または電話で交信する権利

1 少年保護規則第61条は、「すべての少年は、適法に制限される場合を除いては、少なくとも週2回、その選択する者と手紙または電話で交信する権利を有し、かつ、必要ならば、この権利を有効に享有するために必要な援助を与えられなければならない。」とし、手紙または電話で交信する権利を明示するとともに（処遇最低基準規則第37条も参照）、週2回という最低限の回数を示している。

2 少年院法には、手紙または電話で交信する権利についての規定はないが、少年院処遇規則第55条では、通信および小包の発受は、矯正教育に害があると認める場合を除き許可しなければならないとされている。また、院長は、在院者の矯正教育上必要があると認めるときは、近親者その他適当な者に対し、通信をするように、勧めなければならない（規則第56条）。

3 刑事収容施設法では、信書の発受、電話などによる通信について、被収容者の権利であるとは明示されていないが、詳細な規定が置かれている。信書の発受については、発受を許す信書（第126条）、信書の検査（第127条）、信書の発受の禁止（第128条）、信書の内容による差止め（第129条）、信書に関する制限（第130条）などの規定が置かれている。また、信書の発受については、月4通という最低保障が定められている（第130条2項）。電話等による通信については、開放的施設において処遇を受けているなどの条件に合致する場合に許される（第146条）。必要と認めるときは内容確認の措置が取られることがある（第147条）。

## (4) 法的援助に迅速にアクセスする権利—子どもの権利条約第37条 (d)関係—

### ① 法的援助を受ける権利

1 少年保護規則は、弁護士など法的助言者と接触する権利に関して、2つの観点から規定している。まず、家族の訪問を受ける権利に関する第60条は、弁護士など（defense counsel）の訪問を受ける権利も併せて規定して



いる。これは、少年の外部との接触、社会復帰の準備の観点からの権利である。いまひとつは、第78条である。第78条は、「少年はすべて、不服申立てを行うため、家族、法的助言者 (legal counselors)、人道的集団または可能な場合においてその他の者の援助を求める権利を有しなければならない。文字の読めない少年に対しては、法的助言が与えられ、または不服申立てを受理する権限を有する公的または私的な機関および組織によるサービスを利用する必要がある場合には、援助が与えられなければならない。」と規定し、少年が不服申立てを行うに際して、法的援助を求める権利があることを明示している。

2 少年院法および少年院処遇規則には、法的援助を受ける権利に関する規定は存在しない。なお、規則第54条により、少年と弁護士などが面会する際には、職員が立ち会うことになっているが、少年院送致後の当該保護事件の抗告・再抗告の場合における付添人などの面会の際には、職員は立ち会わない運用がなされている (少年と附添人等との面会の際の職員の立会について [平成8・2・29矯保419矯正局長通達])。

3 刑事収容施設法では、外部交通の規定の中で、弁護士等との面会などについて規定されている。第111条は、「婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者」から面会の申出があったときは、原則的にこれを許すものとするとして、面会の権利を規定している。また、弁護士については、職員の立会いなしの面会が認められている (第112条)。

## (5) 不服申立ての権利—子どもの権利条約第37条(d)関係—

### ① 不服申立て権

1 子どもの権利条約第37条(d)は、主として、自由剝奪自体の合法性に対する異議申立て権を規定したものであるが、少年保護規則第75条は、「少年はすべて、拘禁施設の長またはその正当な代理者に対して、要望または不服申立てを行う機会を与えられなければならない。」として、施設長に対する不

服申立て権を規定し、同規則第76条は、「少年はすべて、認められた手続を通じて、中央官庁、司法機関またはその他適当な機関に対し、内容についての検閲を受けることなく、要望または不服申立てを行う権利を有し、遅滞なく、返答を知らされる権利を有しなければならない。」として、上級の行政機関または司法機関に対する不服申立て権を規定する（処遇最低基準規則第36条も参照）。また、第76条は、少年に対して、不服申立て権とともに、遅滞なく返答を知らされる権利を認めている。

また、保護規則第77条は、「自由を奪われた少年の行った不服申立てを受け取り、調査を行い、かつ、公平な問題解決の達成を援助する独立の職務（オンブズマン）を設ける努力をしなければならない。」として、オンブズマン制度の創設を奨励している（オンブズマンについてはリヤド・ガイドライン第57条も参照）。

2 少年院法には不服申立ての制度は存在しない。しかし、上述したとおり、2009年から、運用上、少年院在院者の苦情の申出が開始されている。また、処遇規則第4条では、「院長は、在院者から処遇又は一身上の事情に関する申立てをきくため、随時在院者に面接するように努めなければならない。」と規定されている。

3 刑事収容施設法は、従来の情願および所長面接に代わり、矯正管区長に対する審査の申請および再審査の申請（第157条以下）、矯正管区長、法務大臣に対する事実の申告（第163条以下）、法務大臣、刑事施設の長などに対する苦情の申出（第166条以下）の3種類の不服申立て制度を創設した<sup>(53)</sup>。たとえば、審査の申請については、申請の対象となる措置の範囲（第157条）、申請機関（第158条）、調査（第160条）、裁決（第161条）、法務大臣に対する再審査の申請（第162条）などが規定されている。なお、審査の申請および苦情の申出をするにあたり、刑事施設の職員に秘密にする措置を講じること（第169条）、刑事施設の職員は、被収容者が審査の申請および苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならないこと（第170条）が規定されている。

なお、刑事収容施設法にはオンブズマンの制度は導入されていない。

## (6) 人道的取扱いを受ける権利—子どもの権利条約第37条(c)関係—

### ① 人権保障に関する一般原則

1 少年保護規則第12条は、「自由の剥奪は、少年の人権の尊重を保障するような状態と環境において、行われなければならない。健康と自尊心を促進もしくは維持し、責任感を養い、社会の構成員としての能力を発達させることに資するであろう態度と技能を増進させる有意義なプログラムが実施され、それらの利益が施設に拘禁された少年に対して保障されなければならない。」と規定する。また、第13条は、自由権および社会権の保障に関して、「自由を奪われた少年は、国内法および国際法の下で享有することのでき、かつ、自由の剥奪と両立することのできる権利、たとえば社会保障上の権利および給付、結社の自由、ならびに法の定める婚姻年齢に達した場合には婚姻する権利などの市民的、経済的、政治的、社会的もしくは文化的な権利を、かれらの状態に関連したいかなる理由によっても、否定されてはならない。」とする。さらに、第28条は、少年の身柄拘束は、少年の精神的・肉体的な健康を十分に考慮し、かつ、少年を有害な影響および危険な状況から保護することを保障するような条件の下でのみ許されるとしている。

なお、少年保護規則には、自由を奪われた少年のプライバシーの保護に関する一般規定は置かれていないが、少年拘禁施設の設計と物的環境には少年のプライバシーを考慮すべきこと（第32条）、便所はプライバシーを確保すべきこと（第34条）、個人財産の所持はプライバシー権の基本的要素であること（第35条）、家族などとの面会は少年のプライバシーの要求を尊重した環境の下でなされるべきこと（第60条）、職員がプライバシーに対する少年の権利を尊重しなければならないこと（第87条(e)）などが規定されている。

2 少年院法には少年院在院者の人権に関する規定は存在しない。第1条の2は、「少年院における処遇は、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて、これを行わなければならない。」と規定する。

また、少年院処遇規則第 1 条は、「少年院における処遇は、在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮して、明るい環境のもとに、紀律ある生活に親しませ、勤勉の精神を養わせるなど、正常な経験を豊富に体得させ、その社会不適応の原因を除去するとともに長所を助成し、心身ともに健全な少年の育成を期して行われなければならない。」とし、また、同規則第 2 条は、「在院者の処遇にあたっては、慈愛を旨とし、併せて医学、心理学、教育学等に基づく知識の活用につとめなければならない。」と規定する。なお、結社の自由に関連して、一級の在院者に自治委員会を作らせることができるという規定が置かれている（規則第 35 条）。

3 刑事収容施設法 1 条は、「この法律は、刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。」として、法律の目的の中に、被収容者の人権の尊重を掲げている。

## ② 施設およびサービスに対する権利

1 少年保護規則第 31 条は、「自由を奪われた少年は、健康と尊厳の要求をすべて満たす施設およびサービスに対する権利を有する」と規定した上で、これに関連して、清潔で十分な寝具が提供されるべきこと（第 33 条）、プライバシーや清潔さに配慮したトイレの設置が義務付けられること（第 34 条）、健康等に配慮した食事の提供が義務付けられること（第 37 条）、教育的、娯楽的図書を十分に備えた図書室を設置し、少年が十分にそれを利用することができること（第 41 条）などが規定されている（以上について、処遇最低基準規則第 9 条乃至 20 条および 26 条も参照）。

2 少年院法には、施設およびサービスについての規定はないが、少年院処遇規則には、在院者に対する衣類、寝具、学用品その他日常生活に必要な物品の貸与・給与（第 37 条）、糧食及び飲料の給与（第 40 条）、湯茶の給与（第 42 条）、健康保持のための特別食の給与（第 42 条の 2）、在院者の身体、衣

類、居室、炊事場、便所などの清潔保持に努めること（第43条）、在院者に理髪・入浴をさせること（第45条1項）などの規定が置かれている。また、少年健康管理規程（平成10・3・17矯医訓624法務大臣訓令）では、入浴の回数は1週間に2回以上（第7条）、調髪はおおむね3週間に1回、ひげそりは1週間に2回以上（第8条）などの最低限の回数が見されている。

3 刑事収容施設法には、その権利性を明示する規定はないが、日常生活に必要な物品の貸与および支給（第40条）、入浴（第59条）、調髪およびひげそり（第60条）、養護のための措置（第65条）、子の養育（第66条）などに関する規定が置かれている。規則では、入浴は一週間に2回以上（第25条1項）、調髪は一月に1回（第26条1項）、ひげそりは一週間に2回以上（同2項）という最低限が明示されている。

### ③ 個人財産の所持、私服の着用に関する権利

1 少年保護規則は、個人財産の所持を、プライバシー権の基本的要素であるとともに、少年の心理的安定にとって本質的なものと位置付ける（第35条）。処遇最低基準規則では、これらを権利としては捉えておらず、私服の清潔性の確保、個人財産の施設保管のみが規定されていた（第18条、43条参照）。なお、少年保護規則は、自弁による書籍の閲覧について、それ自体として抜き出して規定していない。

2 少年院法には個人財産の所持に関する規定はないが、少年院処遇規則第38条は、自弁品の使用に関して、紀律及び衛生に害がない限り、許可することができると規定する（第31条も参照）。また、規則第46条は、在院者の頭髪について、衛生上必要があると認めるときは、短く刈ることができると規定する。運用上、髪型は2種に限定されているようである（少年健康管理規程の運用について〔平成10・3・17矯医625矯正局長通達〕）。

3 刑事収容施設法は、監獄法の全件領置主義を改めて、被収容者が刑事施設において使用し、または摂取することができる物品については、保管限度量を超えない限り、保管私物として、被収容者に自己管理させることとした

(第47条1項、48条1項・2項、41条、規則第15条、19条<sup>(54)</sup>)。なお、被収容者が当事者である事件に関する記録などは、保管限度量の制限を受けることなく保管が認められる(規則第20条)。また、差し入れられた金品の引き取りや被収容者への引渡しに関する規定(法第46条、47条)も置かれている。さらに、被収容者の自弁による書籍等の閲覧については、原則的に、制限してはならないとし、その権利性を明確にした上で(法第69条)、「刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」「被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」などには、その閲覧を禁止することができるとして、閲覧禁止事由を明示している(法第70条)。

#### ④ 教育・職業訓練を受ける権利

1 少年保護規則では、教育を受ける権利について丁寧に規定されている。第38条は、義務教育を受ける権利とともに、外国人や学習上の困難を有する少年に対する特別な教育を受ける権利を明示する。第39条は、義務教育後の教育を希望する少年に対して援助がなされなければならないことを、第40条は、身柄拘束中の少年に授与される卒業証書は、少年が施設収容されていたことを示唆するものであってはならないことを指摘する。

職業訓練については、少年は、将来の雇用を準備する上で有用と思われる職種について職業訓練を受ける権利を有すること(第42条)、少年は作業の種類を選択できること(第43条)、児童・青少年労働者に適用される国内および国際的保護基準は自由を奪われた少年にも適用されなければならないこと(第44条)、可能ならば地域社会の中で報酬を得る労働に従事する機会を提供されるべきこと(第45条)、作業に従事する少年は正当な報酬を受ける権利を有すること(第46条)などが規定されている。

2 少年院法は、教育、職業訓練について、権利の観点からではないが、「少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及



び医療を受けるものとする。」と規定している(第4条)。また、在院者を矯正教育に関係のない労働に従事させてはならないこと(第4条2項)、事業所又は学識経験のある者に委嘱して少年院以外の施設において在院者に対する職業の補導を援助させる場合には、労働基準法および労働安全衛生法の規定に従うこと(第13条4項)を規定する。また、少年院処遇規則では、教科について、在院者の特性に基づき、その興味と必要に即して自発的に学習するように指導しなければならないこと(第15条)、職業の補導について、勤労を重んずる態度を培うとともに、個性に応じて職業を選択する能力を助成するように努めなければならないこと(第16条)などが規定されている。

3 刑事収容施設法では、権利規定ではないが、作業に関連して、職業に関する免許・資格の取得および職業に必要な知識・技能の習得を目的とする訓練を、作業として実施することができること(第94条2項)、各種指導の一環として、施設長は、薬物依存の改善指導などの改善指導を行うことができること(第103条)、社会生活の基礎となる学力を欠く受刑者に対して教科指導を行うことができること(第104条)などが規定されている。

## ⑤ 運動、レクリエーションを行う権利

1 少年保護規則第47条は、少年は、天候が許すかぎりは戸外において、毎日適切な時間、自由な運動をする権利を有するとし、その時間中には、適切な、レクリエーションの訓練や身体的な訓練が提供されなければならないと規定する(処遇最低基準規則第21条も参照)。

2 少年院法には、運動、レクリエーションに関する規定はない。少年院処遇規則では、「余暇を善用する習慣を養い、進んで情操を豊かにするため、運動、競技、音楽、演劇その他のレクリエーションは、励行しなければならない。」とされ(第23条1項)、レクリエーションは原則的に毎日行わせなければならないこと(同条2項)、レクリエーションその他の矯正教育を少年院外で行うことができること(第23条の2)、休日には在院者を休養させなければならないこと(第24条)などが規定されている。



3 刑事収容施設法は、被収容者には、できる限り戸外で、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならないとし（第57条）、また、刑事施設の長は、余暇活動の援助を与えるものと規定している（第39条、規則第13条）。なお、規則第24条2項は、被収容者には、一日に30分以上、かつ、できる限り長時間、運動の機会を与えるものとしている。

## ⑥ 宗教の自由

1 少年保護規則第48条は、「すべての少年は、とりわけ拘禁施設内において行われる礼拝や集会に参加したり、あるいは自己の宗派の礼拝に参加したり、その宗教的儀式や教義に関する必要な書籍や物品を所持することによって、自己の宗教および精神生活上のニーズを満たすことが許されなければならない」と規定し、自由権の中でも宗教の自由を重視している。また、同条は、すべての少年は、自己の選択した宗教に関して資格を有する代表者の訪問を受ける権利を有するとしている（処遇最低基準規則第41、42条も参照）。

2 少年院法および少年院処遇規則には、宗教に関する規定はない。

3 刑事収容施設法では、原則として、被収容者が一人で行う宗教上の行為は禁止または制限してはならないとし（第67条）、刑事施設の長は、被収容者が宗教家の行う宗教上の儀式行事に参加し、または宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努めなければならないと規定している（第68条1項）。

## ⑦ 医療上のケアを受ける権利

1 少年保護規則第49条は、「すべての少年は、予防および治療のため、適切な医療上のケアを受ける」と規定する。第50条以下はこの権利を敷衍し、入所直後に医師による診察を受ける権利（第50条）、適切な医療施設にただちにアクセスする権利および遅滞なく医官の診察を受ける権利（第51条）、精神疾患の少年が治療を受ける権利（第53条）などを規定している（処遇最低基準規則第22条乃至26条も参照）。

2 少年院法には関連する規定はないが、少年院処遇規則には、毎月一回以上の在院者の健康診断（第46条）、医療の実施（第48条1項）、病院への入院（第49条）、感染症の予防（第50条）などに関する規定が置かれている（上記、少年健康管理規程も参照）。

3 刑事収容施設法では、「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」とする一般規定が置かれ（第56条）、その他、健康診断（第61条、規則第29条）、診療（第62条）、指定医の診療（第63条、規則第30条）、感染予防（第64条）などが規定されている。

#### ⑧ 疾病、負傷、死亡等の通知を受ける権利

1 少年保護規則第56条は、少年の家族などは、少年の健康状態に関する情報を受ける権利を有するとする。また、少年が死亡した場合、最も近い親族は、死亡診断書を点検し、遺体を見分し、遺体の処置方法について決定する権利を有する（第57条）。また、少年は、肉親の死亡、重大な傷病をできるだけ速やかに知らされ、故人の葬儀に参列しまたは死の床にある親族のもとに行く機会を与えられる（第58条）（処遇最低基準規則第44条も参照）。

2 少年院法は、少年が収容中に死亡した場合の遺留品の取り扱いのみを規定する（第17条の4）。少年院処遇規則は、在院者が重態となりまたはその虞があると認めるときは、直ちに近親者などに通知しなければならないこと（第51条）、近親者が重態であるとき、在院者を往訪させることができること（第57条）、在院者が死亡した場合に近親者などに通知し、遺骸を引き取らせること（第77条）などについて規定している。

3 刑事収容施設法では、被収容者が死亡した場合における遺族等への死亡の通知（第176条、規則第23条、92条）のみが規定されている。

### ⑨ 外部と適切なコミュニケーションを持つ権利

1 少年保護規則第59条は、幅広いコミュニティと接触することは少年の社会復帰の準備の本質的部分であると位置付け、少年が外部と適切なコミュニケーションを持つことを保障するあらゆる手段が提供されなければならないとする。家族・弁護人の訪問を受ける権利（第60条）、少年が選択する者と手紙または電話で交信する権利（第61条）、定期的にニュース情報を得る権利（第62条）は、この観点から捉えられている。

2 少年院法にはこの権利に関する規定はない。少年院処遇規則にも直接関連する規定はないが、教科、職業の補導、レクリエーションその他の矯正教育は、少年院外の適当な場所において行うことができること（第23条の2）、一級の在院者に対して、外出・帰省をさせることができること（第33条）、殊遇として外出、外泊、帰省があること（第59条）などの規定が置かれている。

3 先述したとおり、刑事収容施設法は、「適正な外部交通が受刑者の改善更生および円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない」（第110条）として、受刑者の外部交通を、受刑者の改善更生および社会復帰の観点から捉えている。また、第90条1項では、刑事施設の長は、受刑者の処遇を行うにあたり必要があると認めるときは、受刑者の親族、民間の篤志家、関係行政機関その他の者に対して、協力を求めるものとする規定し、また、釈放前指導の一環として、刑事施設の長は、一定の要件を満たした受刑者に対して、外出および外泊を許すことができると規定している（第85条2項、106条）。

### ⑩ 定期的にニュース情報を得る権利

1 保護規則第62条は、「少年は、新聞、雑誌その他の出版物の閲読、ラジオ、テレビ、映画の利用、少年が関心を持っているあらゆる合法的なクラブ、組織の代表の訪問を通じて、定期的にニュース情報を得る機会を有しなければならない」と規定する（処遇最低基準規則第39条、40条も参照）。こ

の権利は、家族の訪問を受ける権利同様、「広範なコミュニティとの接触」の項目で取り上げられており、本規則が、ニュース情報を得る権利を、施設内における人道的処遇および少年の社会復帰の準備という観点から捉えていることが分かる。

2 少年院法および少年院処遇規則には、当該権利に関連する規定はない。

3 刑事収容施設法では、新聞紙について、刑事施設の長は、被収容者が取得することができる新聞紙の範囲および取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる（第71条）とする一方で、刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならないと規定している（第72条）。

#### ⑪ 社会復帰への援助を受ける権利

1 少年保護規則第79条は、「すべての少年は、釈放後において、社会、家庭、教育または職場に復帰するにあたって、少年を援助することを目的とする環境調整の利益を得なければならない。この目的のために、早期釈放を含むさまざまな手続および特別の課程を工夫しなければならない。」と規定する。また、第80条は、権限を有する機関は、少年が社会においてふたたび自己を確立するにあたって援助し、少年に対する偏見を軽減するためのサービスを提供しまたは確保しなければならないとする。これらの条項は、少年が社会復帰（出院）するにあたって、環境調整の援助を受けること、少年に対する偏見を軽減するための援助を受けることを保障するものであり、子どもの権利条約第40条1項が、非行を行った子どもの社会復帰および社会において建設的な役割を果たすことの促進を締約国に求めることに対応している。

2 本権利は、保障する権利の捉え方でその対象範囲は異なるが、出院にあたっての援助という意味で理解すると、少年院法には、少年院から退院する者が、帰住旅費または相当の衣類を持たないときには、予算の範囲内において、旅費または衣類を給与することができるとする規定（第17条の3、規則

第70条)がある以外は本権利に関する規定はない。なお、少年院長は、警察官、児童福祉司その他の公務員に対し、必要な援助を求め(院法第13条2項)、学校、病院、事業所又は学識経験のある者に委嘱して、矯正教育の援助をさせることができる旨の規定(同条3項)が置かれている。もっとも、生活環境の調整なども含め、在院少年の釈放後の処遇に関しては、更生保護法の対象領域といえよう(とくに第82条など)。

3 刑事収容施設法では、釈放される被収容者に対して、その帰住を助けるため必要な旅費または衣類を支給する点のみが規定されている(第175条)。なお、受刑者の生活環境の調整や仮釈放後の処遇については、更生保護法で規定されている。

## ⑫ 通訳の権利

1 少年保護規則第6条は、「拘禁施設の職員の話す言語を流暢に使うことのできない少年は、必要な場合にはいつでも、とりわけ医学的検査と懲戒手続においては、無料で通訳のサービスを受ける権利を有する。」と規定する(子どもの権利条約第40条2項(b)6号も参照)。

2 少年院法、少年院処遇規則には通訳に関する規定は存在しない。

3 刑事収容施設法にもこの種の規定は置かれていない。むしろ、被収容者が外国語によって面会・通信をする場合に、その発言または通信の内容を確認するための通訳または翻訳が必要であるときは、被収容者にその費用を負担させることができるとする規定がある(第148条)。

## ⑬ 施設職員の人権への配慮

1 少年保護規則第87条は、拘禁施設の職員は、その職務上の義務を果たすにあたって、あらゆる少年の人間としての尊厳および基本的人権を尊重しなければならないとし、とりわけ、いかなる状況においても、拷問その他いかなる形態の過酷で、残虐、非人道的なまたは品位をおとしめる取扱いをしてはならない、と規定する(リヤド・ガイドライン第58条、処遇最低基準規則

第46条乃至54条も参照)。なお、1979年に、国連総会で採択された、法執行官行動綱領 (Code of Conduct for Law Enforcement Officials) は、その2条で、「法執行官は、職務の執行にあたり、すべての者の人間の尊厳を尊重および保護し、かつ、すべての者の人権を維持および擁護しなければなら<sup>(55)</sup>ない。」と規定している。

2 少年院法および少年院処遇規則には、職員に対して、在院者の人権への配慮を求める規定は存在しない。なお、矯正職員の研修に関する訓令 (平成18・5・23矯総訓3272法務大臣訓令) は、少年院職員をも対象とするものであるが、その第1条において、「適正な研修及び訓練を行うことにより、被収容者の人権に関する理解を深めさせ」ることをその目的のひとつとしている。

3 刑事収容施設法は、刑務官の研修・訓練に関連して、「刑務官には、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする」と規定している (第13条3項)。

#### 4 少年院在院少年の人権と司法的救済

以上二章にわたり、国際準則で保障される少年院在院少年の人権について、できるだけ網羅的に列挙し検討した。ところで、少年院在院少年の人権条項については、具体的には、少年が、少年院における処遇などに関して、裁判所に対して国家賠償訴訟法に基づく損害賠償請求訴訟を提起した場合などに、裁判所が司法判断を行う際の裁判規範として用いる中で、その意義とその限界とが明らかとなっていくといえるだろう。そこで、本章では、国際準則に定められた少年院在院少年の人権規定の、具体的な司法的救済の場面における適用とその限界とについて、若干の考察を行っておきたいと思う。

## (1) 子どもの権利条約の裁判規範性

1 まず、最初の問題は、わが国の裁判所において、子どもの権利条約をはじめとする国際準則を、裁判規範として直接適用することが可能か（条約は自動執行力を有する<sup>(56)</sup>のか）という点である。国際準則の中には、国内立法措置を必要とすることなくもっぱら準則のみを根拠として裁判を行うことが可能である性質のものと、国内法上の措置を必要とするものがある。少年院在院少年の人権に関する子どもの権利条約の各条項が自動執行力を有するものであるならば、そこで示された少年の権利を直接の根拠として、少年は、司法的救済を求めて訴えることが可能となり、また、裁判所が司法判断する際に、当該条項を直接の根拠として司法判断をしなければならないことになる。

現在までのところ、下級審も含め、子どもの権利条約の規定を直接に適用した裁判例は見当たらない<sup>(57)</sup>。なお、東京高決平成 5 年 6 月 23 日（高等裁判所民事判例集 46 巻 2 号 43 頁）は、婚外子の相続差別訴訟において、民法第 900 条 4 号但書前段の規定を憲法 14 条 1 項違反であると判断する際に、当時はまだわが国が批准していなかった子どもの権利条約第 2 条 2 項の「精神」を考慮している。また、少年事件報道の不法行為責任を認めた名古屋高判平成 12 年 6 月 29 日（民集 57 巻 3 号 265 頁）は、少年法第 61 条の趣旨を論じるに際して、子どもの権利条約前文、第 3 条 1 項・2 項、第 5 条、第 6 条 2 項、第 29 条 1 項(a)、第 40 条 1 項、北京ルールズ第 8 条に言及している。

自由権規約については、多くの裁判例において、自動執行力を有する点<sup>(58)</sup>が確認されている。この中で、たとえば、受刑者と弁護士との接見制限に関する徳島地判平成 8 年 3 月 15 日（判時 1597 号 115 頁、判タ 977 号 73 頁）は、自由権規約（B 規約）第 14 条 1 項に関連して次のように判示している。<sup>(59)</sup>「憲法 98 条 2 項は、『日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。』と規定するが、これは、わが国において、条約は批准・公布によりそのまま国法の一形式として受け入れられ、特段の



立法措置を待つまでもなく国内法関係に適用され、かつ、条約が一般の法律に優位する効力を有することを定めているものと解される。もっとも、わが国が締結した条約の全てが右の効力を有するものではなく、その条約が抽象的・一般的な原則あるいは政治的な義務の宣言にとどまるものであるような場合は、それを具体化する立法措置が当然に必要となる。ところで、B規約は、自由権的な基本権を内容とし、当該権利が人類社会のすべての構成員によって享受されるべきであるとの考え方に立脚し、個人を主体として当該権利が保障されるという規定形式を採用しているものであり、このような自由権規定としての性格と規定形式からすれば、これが抽象的・一般的な原則等の宣言にとどまるものとは解されず、したがって、国内法としての直接的効力、しかも法律に優位する効力を有するものというべきである。」

わが国が批准している子どもの権利条約については、少なくともその自由権的基本権を内容とする部分は、自由権規約と同様に、自動執行性を有すると考えてよいであろう。

これに対し、社会権規約（A規約）についてはどうか。最判平成元年3月2日（訟務月報35巻9号1754頁、判例時報1363号68頁、判例タイムズ741号87頁）のいわゆる塩見事件判決は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和54年条約第6号）9条は『この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。』と規定しているが、これは締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、右権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない。このことは、同規約2条1が締約国において『立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する』ことを求めていることから明らかである。」と述べる。<sup>(60)</sup>しかし、この判断は、第9条という一般条項としての性格の強い規定に関するものであるので、この判断をもって判例が社会権規約全体の自動執行性を否定した

と判断することはできないと思われる。園部逸夫元最高裁判事は、「ある法律の規定がA規約に抵触すると判断された場合には、その抵触を前提として、憲法の関係規定違反の主張をすることができる。」と述べている。<sup>(61)</sup>

ところで、社会権に属する条項の自動執行性については議論のあるところとしても、少年院在院少年については、自由権的规定であるか、社会権的规定であるかにかかわらず、すべての規定が自動執行性を有すると考えるべきであると思われる。すでに第2章で言及したところであるが、少年院在院少年の全生活は少年院に依存するものであり、在院少年のいかなる権利も、少年院職員の関与なしには実現することができない。社会権規約の自動執行性が問題となるのは、社会権が国家に積極的な作為を請求することに由来すると思われるが、少年院在院少年は、少年院の積極的な関与がない限り、生存に対する最低限の保障も受けられない。この意味では、少年院在院少年にとって、自由権と社会権との区別は意味をなさないものと思われる。

以上のように、子どもの権利条約のすべての規定は、わが国の裁判所に直接適用されるものと考えべきである。なお、子どもの権利条約の規定の中には、第2章で指摘したように、司法判断を行う際の規範として十分に具体性のある規定と、規範として直接適用することは難しいが、解釈の際の指導理念として重要と思われる規定とがある。各規定をどのように用いるかは、具体的な事例に応じて、また、当該規定の趣旨、目的に応じて、個別に判断されることになろう。<sup>(62)</sup> いずれにせよ、子どもの権利委員会は、わが国の裁判所が子どもの権利条約の活用について極めて消極的な状況にある点に関して懸念を表明している（日本政府第2回報告に対する最終意見 para 10）。<sup>(63)</sup>

また、刑事収容施設法第291条が、面会および信書の発受に関して、「この法律に規定する面会及び信書の発受に関する事項について条約に別段の定めがあるときは、その規定による。」と規定している点は、法律に対する条約の優位性を明示した点において注目に値する。

2 北京ルールズ、少年保護規則、リヤド・ガイドラインなど条約という形態をとらない国際準則についてはどうか。これらは、形式的には国連総会決

議であり、いずれも、一般的には、法的拘束力を持たないと解されている。<sup>(64)</sup> 北京ルールズについては、先述した名古屋高判平12年6月29日によって援用されているのが唯一の例であり、リヤド・ガイドライン、少年保護規則については援用の例はないものと思われる。

この点で参考になるのは、上述した受刑者と弁護士との接見制限に関する徳島地裁判決の控訴審判決である高松高判平9年11月25日(判時653号117頁、判タ977号65頁)である。高松高裁は、ヨーロッパ人権条約について、わが国が加盟していないことから、条約法条約31条3項(c)が規定する「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」とはいえないとしながらも、「そこに含まれる一般的法原則あるいは法理念についてはB規約14条1項の解釈に際して指針とすることができる」と指摘している。さらに、被拘禁者保護原則は、「被拘禁者保護について国際的な基準としての意義を有しており、条約法条約31条3項(b)に該当しないものであっても、B規約14条1項の解釈に際して指針となりうるもの」とし、また、右ヨーロッパ人権条約についてのヨーロッパ人権裁判所の判断及び国連決議は、解釈の指針として考慮しうるものとしている。

北京ルールズ、少年保護規則、リヤド・ガイドラインについては、自動執行性は認められないとしても、高松高裁の指摘にならって、少なくとも、国際的基準としての意義を有し、子どもの権利条約を解釈する「指針」とすることは認められると考えるべきである。この際、「指針」であることの意義を軽視すべきではない。北京ルールズは、実施に関する国連決議の中でも指摘されているように、国連が、少年司法運営に関する最低基準として達成可能だと考えたものを定めた規則である。また、少年保護規則も、その第3条で、本規則は、あらゆる形態で自由を奪われた少年の保護のために国際連合によって受け入れられる最低限の基準である点が明示されている。すなわち、本稿で検討したように、各国際準則は、子どもの権利条約に掲げられた各権利の内容を掘り下げ具体化したものであり、しかも、そこに示された権利は、国際連合の考える最低基準が示されたものである。こうしたことが

ら、それぞれの国際準則は、形式上、直接適用は認められないとしても、子どもの権利条約の各条文を解釈する際の指針としては、子どもの権利条約と<sup>(66)</sup>ほぼ同等の意義を有すると考えるべきではないと思われる。

## (2) 成人の被収容者に対する人権の制約

さて、従来、憲法学の分野では、被収容者の人権（在監者の法的地位）は、「特別な法律関係における人権の限界」の問題として論じられてきた。すなわち、被収容者に対しても人権は認められるとしても、その特別な法律関係から人権の制約はやむを得ないものであり、問題は、その制約がどの範囲において合理的と言えるのかという観点から被収容者の人権が議論されてきたのである。そこで、次に、少年院在院少年の人権をその制約の観点から考察してみたい。

まず、被収容者の人権の制約についての考え方を整理しておきたい。かつては、ドイツ法の影響から、被収容施設に収容されている被収容者は、「特別権力関係論」に基づき、その権利・自由の制限が広範に認められ、しかも、司法審査から排除されるとする考え方が支配的であった。しかし、憲法学上、今日では、特別権力関係で被収容者の人権制限を正当化する考え方は、判例上も学説上もとられてはおらず、もっぱら、被収容者の権利制限の<sup>(67)</sup>必要性および合理性の観点から考察されている。

判例の立場を概観すると、まず、特別権力関係に依拠しながらも、死刑確定者の基本的人権とその制約形式について詳細に論じ、その後の被収容者の人権の捉え方に大きな影響を与えた大阪地判昭33年8月20日（行集9巻8号1662頁、判時159号6頁）があり、また、最高裁としてはじめて未決拘禁者（被勾留者）の人権とその制約についての判断を示した、未決拘禁者の喫煙の禁止に関する最大判昭45年9月16日（民集24巻10号1410頁）などがある。その中でも、権利性とその限界とについてもっとも明確な基準を示したのは、未決拘禁者の閲読の自由に関する最大判昭58年6月22日（民集37巻5号793頁）である。本判例は、被収容者の人権の限界を考える上でもっとも注

目すべき判決であるので、本判例の構造を整理しておきたい。<sup>(68)</sup>

事案は、凶器準備集合罪等で起訴され、東京拘置所に勾留中の被告人が、日刊新聞を私費で定期購読していたところ、同拘置所長が、いわゆるよど号ハイジャック事件の記事は、後述する矯正局長依命通達のいう「犯罪の手段、方法等を詳細に伝えたもの」に該当するとして、すべて塗りつぶして被告人らに配布したことに対して、被告人らが、同処分は違法であるとして国賠訴訟を提起したものである。なお、本判決は、直接的には、本件新聞記事抹消処分の根拠とされた監獄法31条2項、同法施行規則86条1項、「収容者に閲読させる図書、新聞等取扱規定」(昭和41年12月13日矯正甲第1307号法務大臣訓令)、「収容者に閲読させる図書、新聞等取扱規定の運用について」(昭和41年12月20日矯正甲第1330号矯正局長依命通達)の合憲性について判断したものである。

本判例の示した人権制約の基準は次のような構図をとる。

- ① 意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の閲読の自由は、思想および良心の自由の不可侵を定めた憲法19条、表現の自由を保障した同21条、国民は個人として尊重される旨を定めた同第13条の趣旨・目的から、その派生原理として当然に認められるところである。
- ② しかし、それぞれの場面において、これに優越する公共の利益のために、一定の合理的制限を受ける場合があり、未決拘禁者については、逃亡および罪証隠滅の防止、刑事収容施設内の規律及び秩序の維持のため必要な場合には、一定の制限が加えられることがある。
- ③ ただし、それは、右の目的を達するために真に必要と認められる限度にとどめられるべきであり、閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものである。

本判例は、憲法学上、「比較衡量論」の判断方法を採用した判例と位置付

<sup>(69)</sup>けられている。比較衡量論とは、すべての人権について、それを制限することによってもたらされる利益とそれを制限しない場合に維持される利益とを比較して、前者の価値が高いと判断される場合には、それによって人権を制限することができる<sup>(70)</sup>とする考え方である。本判決においては、被収容者に対する自由の制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、「右の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決せられるべきものである。」と述べられている。比較衡量論の特色は、公共の福祉という抽象的な原理によって人権制限を判断するのではなく、個々の事案における具体的状況を踏まえて対立する利益を衡量しながら妥当な結論を導き出すところにある。

ただし、昭和58年判例で考慮されているのは、閲読の自由を制限するための事情であり、被収容者の人権に関してみれば、その構造は、被収容者に認められる人権とそれを制限する諸事情という二項対立的な構造の下における比較衡量であるといえよう。

本判例の立場は、その後立法化された刑事収容施設法によって、法律上、具体的に規定されることとなった。刑事収容施設法第69条は、「被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは、原則的に、これを禁止または制限してはならない。」とし、書籍閲覧の権利性を明らかなとした。その上で同法第70条は、書籍閲覧の制限について、刑事施設の長は、(1)刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき、(2)被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき、(3)被収容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるときに、その閲覧を禁止することができるとした。また、新聞紙については、刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被収容者が取得することができる新聞紙の範囲および取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができるとする一方(同法第71条)、刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方



法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならないと規定した (同法第72条)。

### (3) 少年院在院少年の閲読の自由

それでは、少年院在院少年の人権の制約については、どのように考えるべきだろうか。基本的に、成人の被收容者同様、比較衡量論の構図で考えるべきなのだろうか。

現時点において、少年院在院少年の憲法上の人権の制限を分析することは困難な作業である。それは、憲法学上、少年の人権の位置付けがいまだ明確ではないからである。少年に対しては特別の権利保障が必要なのか、これを制限する場合は、成人と異なる配慮が必要なのか等については必ずしも明らかとされてはいない<sup>(71)</sup>。そこで、本稿では、本稿で検討してきた子どもの権利条約に示された少年院在院少年の人権のみを手がかりとして、この問題を検討することにする。

この問題を考えるについても、具体的に検討した方が分かりやすいと思われるところから、あくまで問題整理のための設例ではあるが、上で成人の被收容者の閲読の自由に関する判例を検討したことに合わせ、次のような事案を設定してみたい。在院少年の母親は、少年院に面会に赴いた際、少年から、少年院送致以前から継続して購読している漫画雑誌を差し入れてほしいという要求を受けたので、次回面会の際に当該雑誌を持参し、職員に少年への差入れを依頼した。少年院の担当職員および首席専門官が当該雑誌を検査したところ、当該雑誌には暴力的な内容や、性的感情を刺激すると思われる内容が認められたため、少年院長は、当該雑誌の閲覧不許可の措置を行い、母親に持ち帰るように指示した (実際には、少年院長が一定の措置をとることはないと思われるが、問題を分かりやすくするためにこのような設定とする)。さて、この場合、少年院長の雑誌閲覧不許可措置は、本稿で検討した少年院在院少年の人権との関連において、どのような点が問題となりうるのだろうか。本稿で検討した子どもの権利条約などの諸規定に照らして、以



下、その考慮事項を整理してみたい。

① 子どもの権利条約第37条(c)は、「自由を奪われたすべての子どもは、人道的におよび人間の固有の尊厳を尊重して取扱われ、かつその年齢に基づくニーズを考慮した方法で取り扱われる。」と規定する。また、少年保護規則第13条は、自由の剝奪と両立することのできる権利は、彼らの状態に関連したいかなる理由によっても、否定されてはならないとする（同規則第87条も参照）。本件少年に対する雑誌の閲覧不許可措置は、少年の尊厳が尊重され、その年齢に基づくニーズを考慮した方法で取り扱われる少年の権利を侵害するものではないか。

② 子どもの権利条約第37条(c)は、自由を奪われたすべての子どもは、「特別の事情のある場合を除き、通信および面会によって家族との接触を保つ権利を有する。」と規定する。また、少年保護規則第61条は、少なくとも週2回、その選択する者と手紙または電話で交信する権利を有すると規定している。雑誌閲覧不許可措置を巡る一連の手続の中で、少年には家族などと何らかの方法によって接触を保つ権利が保障されていたか。

③ 条約第37条(d)前段は、「自由を奪われたすべての子どもは、弁護士その他適当な援助を行う者と迅速にアクセスする権利」を有すると規定する（少年保護規則第60条も参照）。当該少年は、雑誌閲覧不許可措置を巡る一連の手続の中で、弁護士等に相談する機会を保障されていたか。

④ 条約第37条(d)後段は、自由を奪われたすべての子どもは、「その自由の剝奪の合法性を裁判所または他の権限ある独立のかつ公平な機関において争い、かつ当該訴えに対する迅速な決定を求める権利を有する。」と規定する。また、少年保護規則第75条は、「少年はすべて、拘禁施設の長またはその正当な代理者に対して、要望または不服申立てを行う機会を与えられなければならない。」とし、少年保護規則第76条は、「少年はすべて、認められた手続を通じて、中央官庁、司法機関またはその他適当な機関に対し、内容についての検閲を受けることなく、要望または不服申立てを行う権利を有し、遅滞なく、返答を知らされる権利を有しなければならない。」と規定する。当該

少年は、雑誌閲覧不許可措置について、不服申立てを行う権利を侵害されていなかったか。

⑤ また、これに関連して、少年保護規則第24条は、入所の際に、少年に対して、不服申立て受理機関の住所や少年の権利義務に関する説明書が配付されなければならないこと、また、同第25条は、少年が不服申立ての方法などを理解するための援助がなされなければならないことを規定する。当該少年は、少年院に入院するにあたり、不服申立て機関や少年院における権利義務関係について理解するための援助を受けていたか。

⑥ 子どもの権利条約第13条1項は、「子どもは表現の自由への権利を有する。この権利は、国境にかかわらず、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態または子どもが選択する他のあらゆる方法により、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、かつ伝える自由を含む。」と規定する。本件雑誌閲覧不許可措置は、当該少年の情報を受ける権利を侵害するものではないか。また、同条2項は、「この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ次の目的のために必要とされるものに限る。」として、(a)他の者の権利または信用の尊重、(b)国の安全、公の秩序または公衆の健康もしくは道徳の保護の場合の制限を認めている。閲覧不許可措置は、上記制限に合致するものと言えるのか。また、少年院法には図書の閲覧制限に関する規定はない。処遇の一般規定（院法第1条の2など）によって、雑誌の閲覧制限を行うことは可能か。

⑦ 子どもの権利条約第17条1項は、「締約国は、マスメディアの果たす重要な機能を認め、かつ、子どもが多様な国内および国際的な情報源からの情報および資料、とくに自己の社会的、精神的および道徳的福祉ならびに心身の健康の促進を目的とした情報および資料へアクセスすることを確保する。」と規定する。また、少年保護規則第62条は、「少年は、新聞、雑誌その他の出版物の閲読、ラジオ、テレビ、映画の利用、少年が関心を持っているあらゆる合法的なクラブ、組織の代表の訪問を通じて、定期的にニュース情報を得る機会を有しなければならない。」と規定している。マスメディアに

アクセスすることは、少年の施設内での精神的安定を確保し、社会復帰への準備を行うための重要な要素である。本件閲覧不許可措置は、少年の情報を得る機会を奪うものでないか。

⑧ 少年保護規則35条は、「個人財産の所持は、プライバシーに対する権利の基本的要素の一つであり、少年の心理的安定にとって本質的なものである。」と規定する。当該雑誌の閲覧は、当該少年のプライバシー権および心理的安定において不可欠なものではないか。

⑨ 子どもの権利条約第2条は、子どもに対するすべての種類の差別を禁止している。本件雑誌の閲覧不許可措置は、当該少年に対する差別には該当しないか。

⑩ 子どもの権利条約第3条1項は、「子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」と規定する。本件措置の適法性を判断するにあたり、最も考慮されなければならないのは少年の最善の利益である。本件雑誌の閲覧不許可措置は、「子どもの最善の利益が第一次的に考慮」されたものか。

⑪ 子どもの権利条約第6条2項は、「締約国は、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する。」と規定する。本件雑誌の閲覧不許可措置は、当該少年の生存および発達を最大限に確保することと合致するのか。

⑫ 子どもの権利条約第12条1項は、「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」と規定し、同条2項は、「この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるあらゆる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。」とする。本件措置を行うに際し、少年には、自己の見解を表明する権利が与えられて

いたか。

⑬ そして、子どもの権利条約第40条1項は、「締約国は、刑法に違反したとして申し立てられ、罪を問われ、または認定された子どもが、尊厳および価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取扱われる権利を認める。当該方法は、他の者の人権および基本的自由の尊重を強化するものであり、ならびに、子どもの年齢、および子どもが社会復帰しかつ社会において建設的な役割を果たすことの促進が望ましいことを考慮するものである。」と規定している。本件雑誌の閲読不許可措置は、当該少年の、尊厳および価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取扱われる権利を侵害したのではないか、他の者の人権および基本的自由の尊重を強化するといえるのか、そして、当該少年の年齢、および少年が社会復帰しかつ社会において建設的な役割を果たすことを促進するものと言えるのか。

#### (4) 少年院在院少年の人権とその制約

以上、雑誌閲読不許可措置の適法性をめぐって、検討の対象となりうる少年院在院少年の権利を列記した。ここから、少年院在院少年の人権に関するひとつの明確な特色を指摘しうるように思われる。すなわち、少年院在院少年の人権保障は、成人の被収容者とは異なり、手続的な側面も含めて一層のきめ細かい配慮が要求され、一層多角的な検討が必要であるという点である。具体的には、上述した通り、実体的側面について、少年は年齢に基づくニーズを考慮した方法で取り扱われたと言えるか、少年の表現・情報の自由は保障されていたか、また、その例外規定に合致するものではなかったか、社会復帰への準備の観点から必要な情報とは言えないか、少年の心理的安定のために不可欠なものではないか、少年の最善の利益が考慮されたか、少年の尊厳及び価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取り扱われたといえるかなどが考慮されなければならない。さらに、手続的側面においては、入院の際に権利義務や不服申立てに関する情報は与えられていたか、家族や弁護士と接触する権利は保障されていたか、施設長は、閲読の許可・

不許可を決定する際に、少年の意見表明権を保障したと言えるのか、不服申立ての権利および迅速な決定を受ける権利は侵害されていなかったかなどが考慮されなければならない。

それでは、少年院在院少年の人権の制約について、上の国際準則の規定から明らかとなる点はないだろうか。

まず、成人の被収容者の人権を考える場合に比較衡量の対象とされる、施設内の規律および秩序の維持の観点、少年院においては、まったく考慮する必要はないとは言えないとしても、行刑施設と比較するとその重要性は相対的に減ぜられていると言えるのではなかろうか。第三章で検討した少年保護規則において、自由を奪われた少年の人権を、施設内の規律および秩序の維持の観点から制約しようとする規定は見あたらない。唯一、その例外と思われるのは、施設職員による戒具の使用・実力の行使が、すべての他の統制手段を尽くしたにもかかわらずそれが失敗した場合において、かつ、法律などの授權に基づいてのみ可能となるという規定である（第64条）。この例外は、同規則第63条および条約第37条(a)とあわせて解釈すると、相当に限定されたものである。

なお、刑事収容施設法第73条2項によれば、刑事収容施設の規律および秩序を維持する目的は、①被収容者の収容の確保、②処遇のための適切な環境の維持、③安全かつ平穏な共同生活の維持であることが理解される。このうち、被収容者の収容の確保についてみると、成人が刑事収容施設から逃走した場合は逃走罪に処せられるのに対して（刑法97条以下）、少年院からの逃走は刑罰の対象ではなく、少年院法14条に基づいて連戻しの対象となる。しかも、在院者が逃走した時から48時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、連戻しに着手することはできない（同条<sup>(72)</sup>2項）。少年院在院者の逃走を犯罪とは捉えず、今一度連れ戻すという制度は、少年院においては、この問題を、施設内の秩序維持の観点から捉えるのではなく、当該在院者の矯正教育の観点から捉えることを示すひとつの表れと考えられる。

そうすると、結局のところ、少年院在院少年の人権については、少年の矯正教育の観点から制約を受けるか否かという点が、この問題の焦点となるといえよう。通信および小包の発受に関する少年院処遇規則第55条は、「通信及び小包の発受は、矯正教育に害があると認める場合を除き、許可しなければならない」と規定している。また、上に示した刑事収容施設法第73条2項の規定も、少年院に照らして考えれば、規律および秩序の維持という観点からの制約ではなく、処遇のための適切な環境を維持し、平穏な共同生活を維持することが、少年自身の矯正教育にとって重要であるという観点から捉えることも可能であろう。

成人の受刑者の場合は、「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ」がある場合、受刑者の人権は制約を受ける。本章で取り上げた図書の閲覧についても、刑事収容施設法第70条は、「被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」などには、その閲覧を禁止することができると規定している。少年院在院少年の人権についても、「矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」は、少年院在院少年の人権は制約されるのであろうか。

この点は、少年院における「矯正教育」と「少年の人権」との関係をどのように捉えるかにかかっているように思われる。少年院における矯正教育は、「在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮して、明るい環境のもとに、紀律ある生活に親しませ、勤勉の精神を養わせるなど、正常な経験を豊富に体得させ、その社会不適応の原因を除去するとともに長所を助成し、心身ともに健全な少年の育成を期して」行われるものである（少年院処遇規則第1条<sup>(73)</sup>）。一方、子どもの権利条約第3条1項によれば、子どもに関わるすべての活動において、子どもの最善の利益が第1次的に考慮されなければならない。第6条2項によれば、子どもの生存および発達を可能な限り最大限に確保することが求められ、第40条の文言に従えば、少年は、尊厳および価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取扱われる権利を認められ、当該方法は、他の者の人権および基本的自由の尊重を強化するものであり、



子どもの年齢、および子どもが社会復帰しかつ社会において建設的な役割を果たすことの促進を考慮されなければならない。

少年院処遇規則第 1 条に規定された矯正教育の目標と、子どもの権利条約に規定された少年の権利とが、対立するものでないことは明らかである。その目指すべき方向性も同一である。その相違は、少年院処遇規則では、少年院に課せられた矯正教育の目標という観点から規定されているのに対して、子どもの権利条約は、それを少年の人権という観点から捉え直している点である。それゆえ、少なくとも、少年院在院少年の人権の制約を考える場合に、被収容者に対する人権制約の考え方がそのまま当てはまることはないといえよう。司法的判断には、事案の具体的な事情を総合的に判断することが必要であるとしても、少年の人権を保障することによってもたらされる利益とそれを制限することによってもたらされる利益とを比較衡量するという構図は、少年院在院少年の人権を考える場合にはなじまない。

それでは、どのような構図で考えるべきなのか。この問題を解く鍵は、先に示した少年院在院少年の人権の有する特色の中にあるように思われる。その特色とは、少年院在院少年の人権については、ある具体的な措置の適法性を判断するにあたり、上記(3)で示したように、実に多くの観点の人権が検討されなければならないということであった。成人の場合は、閲読の自由の制限については、様々な事情が考慮されなければならないとしても、閲読の自由自体に関しては、閲読の自由が侵害されたか否かのみが問題であり、これは、閲読の自由を侵害する外的事実が存在したか否かで判断することができる。しかしながら、少年の場合は、少年が年齢に見合った取扱いを受けていたか否か、少年の健全育成にとって必要な情報が与えられたか否か、少年の意見表明権は保障されていたか否か、家族と相談する機会は与えられていたか否かなど、手続的な側面を含め様々な観点から考察されなければならない。そして、これらの少年の権利については、成人の場合のように、閲読の自由を侵害する事情が問題とされているのではなく、この問題をめぐり少年がどのように取り扱われたのかという点が問題とされていることが分かる。



すなわち、少年院における在院少年の権利の場合は、権利侵害の外的事情が問題とされるのではなく、在院少年の扱われ方、とくに、在院少年の人格の成長に配慮した扱われ方がなされていたかが問題とされるのである。これを、子どもの権利条約に即して述べれば、子どもの権利条約第3条、6条、40条は、少年の最善の利益を考慮し、少年の成長発達を促進するのにふさわしい取り扱いを受けることを保障するものであるが、少年院在院少年の人権は、すべて、この指導原理に基づいて検討されるべきものである。そして、少年院における具体的な措置が、少年の最善の利益に合致し、少年の成長発達に寄与するものであるか否かについて司法的判断をする場合、主観的、恣意的な判断をすることは許されないから、裁判所は、結局のところ、(3)で示した様々な指標を検討した上で、それらを総合的に判断することが求められることになる。少年の最善の利益にかなっているかどうか、少年の成長発達を促進するものであるかどうかは、少年の全人格にかかわる問題であるので、裁判所は、少年の人格発展に関係すると考えられる様々な観点から総合的に検討しなければならないのである。

以上から、少年院在院少年の人権については、成人の被収容者の場合のように、人権とそれを制約する諸事情との比較衡量という構図で検討すべきではなく、子どもの権利条約など国際準則において多角的に保障されている少年の人権の中から、当該事案で問題となりうる人権を抽出して検討し、最終的には、少年の最善の利益および少年の成長発達に適合的か否かということを総合的に判断するという構図になるものと思われる。

## 5 まとめに代えて

本稿では、子どもの権利条約などの国際準則を素材として、少年院における少年の人権を全般的に検討してきた。先行研究が少ない中でのひとつの試論に過ぎないものであり、足りない部分、誤った部分については、今後の研究の発展の中で修正を図っていきたい。また、はじめに示したように、子ど

もの権利条約は、18歳未満の少年を対象としたものであり、私見としては、その権利規定は18歳以上の在院者についても同様に当てはまるものとするが、それを法論理としてどのように組み立てるのかについても今後の検討課題としたい。なお、この点については、北京ルールズ第2条2項(a)が、少年とは、各国の法制度の下で犯罪のゆえに成人とは異なる仕方では扱われることのある子ども (child) もしくは青少年 (young person) であると定義していることが参考になろう。

最後に、これまでの検討を通じて、その方向性が明らかとなったと思われる2つの観点について指摘し、本稿を閉じることにはしたい。

まず、少年院在院者の人権を承認するためには、それを手続上具体化するための規定、たとえば、少年院在院者の人権尊重に関する一般規定、施設職員<sup>(74)</sup>の在院者人権への配慮規定、視察委員会の規定、入院時の重要事項に関する書面の提示・告知の規定、家族と接触する権利の規定、法的援助に速やかにアクセスする権利に関する規定、不服申立ての規定などについては、やはり、少年院法の中に組み込まれる必要があると思われる。これらは、刑事収容施設法においても立法化が実現している規定である。権利実現を行う仕組みを法律上明示しない限り、少年院在院者の人権を保障したことにはならないであろう。なお、この際に、少年の最善の利益が第一次的に考慮されるべき点および少年の成長発達を最大限に保障する点などが盛り込まれたならば、少年院法は、子どもの権利条約の指し示す方向性に合致する法律として、高い評価を受けることになるだろう。

次に、これまで理論的にも実践的にも考察が進んでいる矯正教育を対象として、これを少年院在院者の人権の観点から捉え直すという作業が必要であるように思われる。本稿で強調したように、少年院における矯正教育と少年院在院者の人権<sup>(75)</sup>とは対立する関係にはない。第3章で少年保護規則と少年院法とを比較対照したが、少年院法および少年院処遇規則の規定の中には、在院者の人権の観点から規定されてこそのないが、少年保護規則の規定とその内実において大きな隔たりがないと思われるものが多い。これらの法規にあ

らわれない運用上の措置を加えれば、さらにその数は増えるであろう。そこで、これまで、少年院における矯正教育、またはより一般的に少年院の処遇として捉えられてきた内容を、本稿で検討してきた人権の観点から捉え直すという作業を行うことで、実務的には、少年院在院者の人権に配慮した矯正教育のあり方を考える端緒となるのではないかと思われるのである<sup>(76)</sup>。そして、それは同時に、少年院における在院者の人権を考えるにあたっても、少年矯正の実務から乖離した抽象的人権論ではなく、現在の矯正教育に根差した人権論の展開に寄与することになるものと思われる。

- (1) そうした中でも、参考となる実務家による論稿がいくつかある。来栖宗孝「収容少年の人権について」犯罪と非行24号(1975年)47頁以下、土持三郎「矯正処遇と少年の人権」法律のひろば32巻7号(1979年)29頁以下、松下照雄「米国における少年院収容者の法的地位」刑政86巻10号(1976年)64頁以下など参照。
- (2) 大口康郎「矯正局における少年院法勉強会の活動について」刑政120巻12号(2009年)14頁以下。なお、後藤弘子「少年法の理念と少年院法の改正」刑政121巻6号(2010年)12頁も参照。
- (3) 少年矯正を考える有識者会議の審議内容については、法務省のウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/>)参照。
- (4) 少年矯正における国際準則の役割全般については、澤登俊雄「国際準則とわが国の少年矯正」刑政121巻10号(2010年)12頁参照。また、実務家による少年矯正に関する国際準則の解説として、新江正治「国際準則と少年矯正」刑政104巻9号(1993年)96頁、中山厚「国際準則と矯正⑤—少年矯正、矯正職員等に関する準則—」刑政105巻9号(1994年)44頁がある。
- (5) 矯正協会編『少年矯正の近代的展開』(矯正協会、1984年)757頁。
- (6) 土持三郎「少年院の沿革と教育理念」朝倉京一ほか編『日本の矯正と保護 第2巻 少年編』(有斐閣、1981年)33頁。
- (7) 来栖・前掲注(1)92頁。
- (8) 波多野里望『逐条解説児童の権利条約[改訂版]』(有斐閣、2005年)21頁。
- (9) 少年司法に関する国際準則全体に関しては、国連ウィーン事務所著／平野裕二訳『少年司法における子どもの権利』(現代人文社、2001年)10頁以下(なお、本書は、少年司法に携わる実務家の研修マニュアルとして作成されたものである)、葛野尋之「少年法改正と国際人権法」芹田健太郎ほか編『講座国際人権法2 国際人権規範の形成と展開』(信山社、2006年)161頁、山口直也「少年司法に関する国際準則の展

開」一橋論叢112巻4号(1994年)681頁以下、齊藤豊治『少年法研究1 適正手続と誤判救済』(成文堂、1997年)46頁以下、福田雅章『『子どもの権利条約』の基本原則と少年司法』国際人権6号(1995年)21頁参照。

- (10) 本条約の日本語訳には、「児童の権利のための条約」とする政府訳と「子どもの権利条約」とする国際教育法研究会訳とがある。本稿では、一般的概念である「子ども」の訳が適当と思われるところから、国際教育法研究会訳を用いることとする。ただし、今後、裁判所の司法判断がなされる際には、政府訳が用いられることになるので留意が必要である。
- (11) 子どもの権利条約の審議過程については、森田明『未成年者保護法と現代社会—保護と自律のあいだ—』(有斐閣、1999年)97頁以下参照。
- (12) 国連ウィーン事務所・前掲注(9)12頁以下。
- (13) 北京ルールズの日本語訳は、基本的に、澤登俊雄+比較少年法研究会『少年司法と国際準則—非行と子どもの人権』(三省堂、1991年)24頁以下に拠り、国連ウィーン事務所・前掲注(9)105頁以下の訳も参照した。
- (14) 北京ルールズの性格、制定過程などについては、澤登俊雄「子どもの権利条約と少年司法」自由と正義42巻2号(1991年)21頁以下、齊藤豊治「少年司法と国連準則—少年司法運営に関する国連最低基準規則を中心に—」犯罪と非行90号(1991年)98頁、山口直也「少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)の成立過程」犯罪と非行104号(1995年)81頁以下参照。
- (15) 国連ウィーン事務所・前掲注(9)15頁。
- (16) 少年保護規則の日本語訳は、基本的に、澤登ほか・前掲注(13)201頁以下に拠り、その他、高野隆訳「自由を奪われた少年の保護のための国連規則」自由と正義42巻2号(1991年)181頁、国連ウィーン事務所・前掲注(9)122頁以下、松井芳郎ほか編『国際人権条約・宣言集(第3版)』(東信堂、2005年)444頁などを参照した。
- (17) 本会議については、高野隆・須網隆夫・吉峯康博「第8回国連犯罪防止会議の報告」自由と正義42巻2号(1991年)144頁以下参照。また、国連犯罪防止会議の役割などについては、吉峯康博「刑事司法分野における国連ウィーン本部の発動と日弁連」自由と正義57巻7号(2006年)53頁参照。
- (18) 国連ウィーン事務所・前掲注(9)16頁。
- (19) 同ハンドブックについては、澤登ほか・前掲注(13)237頁以下参照。
- (20) 同ガイドラインの日本語訳は、澤登ほか・前掲注(13)175頁以下、高野隆訳「少年非行の予防のための国連ガイドライン」自由と正義42巻2号(1991年)159頁、国連ウィーン事務所・前掲注(9)104頁以下、松井芳郎ほか・前掲注(16)439頁以下参照。
- (21) 澤登ほか・前掲注(13)155頁以下参照。策定の経緯については、高野ほか・前掲

62 (165) 子どもの権利条約からみる少年院在院少年の人権 (高内寿夫)

注(17)134頁以下参照。

(22) 本憲章は、アフリカ連合のウェブサイト (<http://www.africa-union.org/>) に全文が掲載されている。

(23) 本条約は、欧州評議会のウェブサイト (<http://www.coe.am/>) に全文が掲載されている。

(24) ヤヌシュ・シモニデス著／横田洋三ほか訳『国際人権法マニュアル』(明石書店、2004年) 347頁以下。

(25) 本条策定の経緯については、Sharon Detrick, The United Nations Convention on the Rights of the Child : a guide to the “Travaux préparatoires”, Martinus Nijhoff Publishers, 1992, at 458.

(26) 国際連合人権高等弁務官事務局著／平野裕二訳『裁判官・検察官・弁護士のための国連人権マニュアル』(現代人文社、2006年) 581頁。

(27) 同457頁。

(28) 山口直也「少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)の意義」山梨学院大学法学論集38号(1997年) 258頁。

(29) 波多野・前掲注(8)259頁以下。

(30) 子どもの権利委員会に対する政府報告および報告に対する子どもの権利委員会の最終見解については、外務省のウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) を参照した。以下も同様である。

(31) 永井憲一編『子どもの人権と裁判—子どもの権利条約に即して』(法政大学現代法研究所、1998年) 207頁 [佐々木光明]。

(32) 国際連合人権高等弁務官事務局・前掲注(26)599頁。

(33) 来栖・前掲注(1)85頁。

(34) 本制度の運用状況については、嶋崎公弘「少年院在院者による苦情の申出制度の運用状況について」刑政121巻6号(2010年) 56頁以下参照。

(35) 横田正己「久里浜少年院における外国人初年処遇の現状と課題」刑政119巻9号(2008年) 35頁以下参照。

(36) 本条制定の経緯については、Philip Alston, The best interests of the child : reconciling culture and human rights, Clarendon Press, 1994, at 1.

(37) 国際連合人権高等弁務官事務局・前掲注(26)89頁。

(38) 同574頁。

(39) 本条については、米沢広一「『意見表明権』(12条)の検討」自由と正義46巻1号(1995年) 28頁参照。

(40) 1項と2項との関係について、鈴木隆史「子どもの権利条約における『意見表明権』(総論)—親権体系への受容について—」早法69巻4号(1994年) 135頁以下参照。

- (41) 永井憲一＝寺脇隆夫編『解説・子どもの権利条約（第2版）』（日本評論社、1994年）74頁。なお、意見表明権を手続への参加権という観点から説明する見解として、山口直也「少年司法における国際人権法の意義」北村泰三・山口直也編『弁護のための国際人権法』（現代人文社、2002年）240頁以下参照。
- (42) 喜多明人ほか編『〔逐条解説〕子どもの権利条約』（日本評論社、2009年）101頁〔喜多明人〕。
- (43) 同100頁。
- (44) 実務的視点における意見表明権の実現について、八田次郎『非行少年の教育と処遇－法務教官の実践－』（青藍社、2005年）134頁以下参照。
- (45) 米沢広一「児童の権利条約と日本国憲法－意見表明権と精神的自由権の検討－」国際人権6号（1995年）17頁。
- (46) Eugene Verhallen, *Convention on the Rights of the Child : background, motivation, strategies, main themes*, 4 ed., Leuven Apeldorn, 2007, at. 122.
- (47) 永井憲一ほか編『新解説子どもの権利条約』（日本評論社、2000年）154頁。
- (48) 同156頁、ヤヌシュ・シモニデス・前掲注(24)198頁参照。
- (49) 本条については、ミーク・ベルハイド著／国際人権法政策研究所編『評釈・子どもの権利条約28条：教育についての権利』（現代人文社、2007年）参照。
- (50) 本項全般については、国連ウィーン事務所・前掲注(9)56頁以下参照。
- (51) なお、項目の分類については、来栖・前掲注(1)60頁も参照。
- (52) 刑事施設視察委員会の活動については、富山聡「刑事施設視察委員会の現状と課題」犯罪と非行155号（2008年）20頁、寺崎昭義「府中刑務所視察委員会の現状と課題」刑政118巻9号（2007年）31頁参照。
- (53) 青山純「新法における被収容者の不服申立制度」法律時報80巻9号（2008年）30頁参照。また、不服申立制度の実務に関しては、「実務講座／被収容者の不服申立制度の実務」刑政120巻7号（2009年）120頁以下、同120巻8号（2009年）118頁以下、同120巻9号（2009年）106頁以下、同120巻10号（2009年）120頁以下参照。
- (54) 児玉一雄「被収容者の権利自由について」法律時報80巻9号（2008年）27頁。
- (55) 法執行官行動綱領は、国際連合人権高等弁務官事務所（The Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights）のウェブサイト（<http://www.ohchr.org/>）参照。また、中山・前掲注(4)49頁も参照。
- (56) この点については、今井直「国際人権法の国内裁判における適用と子どもの権利条約」永井憲一編著『子どもの人権と裁判－子どもの権利条約に即して』（法政大学出版局、1998年）31頁、同「国際人権法の国内裁判所における適用の現状と課題」法と民主主義304号（1995年）6頁、阿部浩己ほか著『テキストブック国際人権法〔第3版〕』（日本評論社、2009年）38頁、申恵丰『人権条約の現代的展開』（信山社、

64 (163) 子どもの権利条約からみる少年院在院少年の人権 (高内寿夫)

2009年) 11頁参照。

(57) 平成20年4月に子どもの権利委員会に提出された第3回日本政府報告でもその点が指摘されている (para 26)。

(58) 外国人被告人の通訳費用負担に関する東京高判平成5年2月3日(東京高等裁判所[刑事]判決時報44巻1～12号11頁)、指紋押捺拒否事件に関する大阪高判平成6年10月28日(判時1513号71頁、判タ868号59頁)、監視用カメラの撤去請求に関する大阪地判平成5年4月27日(判時1515号116頁)、受刑者と弁護士との接見制限に関する徳島地判平成8年3月15日(判時1597号115頁、判タ977号73頁)、公職選挙法違反事件に関する広島高判平成11年4月28日(高等裁判所刑事裁判速報集[平成11]号136頁)など。

(59) 北村泰三「国際人権法の解釈とわが国の裁判所」北村泰三・山口直也編『弁護のための国際人権法』(現代人文社、2002年) 171頁以下参照。

(60) また、東京地判平成8年5月29日(行政事件裁判例集47巻4・5号421頁、判例時報1577号76頁)、大阪高判平成11年10月15日(判例時報1718号30頁)も参照。

(61) 園部逸夫「日本の最高裁判所における国際人権法の最近の適用状況」国際人権11号(2000年) 2頁。なお、社会権・自由権と国際人権法との関係について、申恵丰「国際人権法の国内規範性とその影響—『国際人権の論理と国内人権の論理』批判—」中川淳司ほか編『大沼保昭先生記念論文集 国際法学の地平—歴史、理論、実証』(東信堂、2008年) 412頁以下参照。

(62) 今井直「国際人権法の国内裁判における適用と子どもの権利条約」・前掲注(56) 40頁。

(63) なお、政府報告に関する子どもの権利委員会の最終所見については法的拘束力がないとする裁判例として、フィリピン国籍を有する母と日本国籍を有する父との間に出生し、日本で育った原告が、出生後に父から認知を受けたことを理由にして国籍取得届を提出した場合に、日本国籍を有することの確認が認められた事例である東京地判平成18年3月29日(判例時報1932号51頁、判例タイムズ1221号87頁)参照。

(64) 国連総会決議の性格や効果に関しては、藤田久一『国連法』(東京大学出版会、1998年) 158頁以下、とくに185頁以下を参照。

(65) 斉藤・前掲注(14) 112頁参照。

(66) 山口・前掲注(28) 241頁以下、国連ウィーン事務所・前掲注(9) 57頁、福田・前掲注(9) 21頁参照。

(67) 浦部法穂『憲法学教室(全訂第2版)』(日本評論社、2006年) 72頁。

(68) 本判例については、澤登俊雄「未決拘禁者の閲読の自由と拘留所内の紀律」ジュリスト799号(1983年) 18頁、阿部照哉「未決拘禁者の閲読の自由」ジュリスト799号(1983年) 13頁、竹中勲「未決拘禁者の閲読の自由」『憲法判例百選Ⅰ[第3版]』(有



斐閣、1994年) 36頁など参照。

(69) 芦部信喜『憲法 第3版』(岩波書店、2002年) 99頁。

(70) 同98頁。

(71) 未成年者の権利制限については、「限定されたパターンリスティックな制約」として位置付けるべきことを主張する有力説がある(佐藤幸治『憲法 [第3版]』[青林書院、1995年] 405～406頁、412頁。また、同『現代国家と人権』[有斐閣、2008年] 191頁以下も参照)。「限定されたパターンリスティックな制約」とは、パターンリズムによる国の干渉を限定的に捉える考え方で、「人格的自律そのものを回復不可能な程永続的に害する場合には、例外的に介入する可能性を否定しきれない」とするものであり、少年の人権については、「成熟した判断を欠く行動の結果、長期的にみて未成年者自身の目的達成諸能力を重大かつ永続的に弱化せしめる見込みのある場合に限り」国の介入が正当化されるとする。なお、未成年者の権利の捉え方として、憲法26条の教育を受ける権利に関連して示された、最大判昭和51年5月21日(刑集30巻5号615頁)は参考になる。最高裁は、「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自分の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習をすることのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる」としており、子ども(未成年者)は成長発達の過程にあることを根拠に人格形成に必要な学習をする権利、いわゆる学習権を有することを肯定している。

(72) 田宮裕=廣瀬健二『注釈少年法 [第3版]』(有斐閣、2009年) 516頁以下。

(73) 矯正教育については、板垣嗣廣「少年院における教育と指導」ジュリスト1087号(1996年) 47頁、矯正協会編『少年院における矯正教育の現在』(財団法人矯正協会、2009年)、田宮ほか・前掲注(72)497頁以下、とくに502頁参照。

(74) このうち、矯正職員の資質の向上に関しては、澤登・前掲注(4)19頁。

(75) 土持・前掲注(1)32頁。

(76) 元少年院長の八田次郎氏は、法務教官が、矯正教育という善をなしているの思いから、少年の権利に鈍感になるおそれがある点を指摘されている(八田次郎「矯正を去るに当たって—法務教官として感じたこと、考えたこと—」刑政116巻3号[2009年] 76頁)。